

新株式発行及び自己株式の処分並びに 株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成27年11月 第2回訂正分)

株式会社ネオジャパン

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価等
の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成27年11月18日に関東
財務局長に提出し、平成27年11月19日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成27年10月23日付をもって提出した有価証券届出書及び平成27年11月10日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集110,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し143,000株(引受人の買取引受による売出し110,000株・オーバーアロットメントによる売出し33,000株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成27年11月18日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

- (注) 3. 本募集に伴い、その需要状況を勘案した結果、SMBC日興証券株式会社が当社株主である齋藤晶議(戸籍名: 齋藤章浩)(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式33,000株の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行います。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- これに関連して、当社は、平成27年10月23日開催の取締役会において、本募集とは別に、SMBC日興証券株式会社に割当先とする第三者割当による当社普通株式33,000株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成27年11月18日に決定された引受価額(2,668円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格(2,900円))で募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「新株式発行」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「92,901,600」を「96,048,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「92,901,600」を「96,048,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。なお、会社法上の増加する資本準備金の額は96,048,000円と決定いたしました。なお、本募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

(注) 5. の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄:「未定(注)1」を「2,900」に訂正。

「引受価額(円)」の欄:「未定(注)1」を「2,668」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄:「未定(注)3」を「1,334」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注)4」を「1株につき2,900」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 公募増資等の価格決定に当たりましては、2,710円以上2,900円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。

その結果、

①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、2,900円と決定いたしました。

なお、引受価額は2,668円と決定いたしました。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(2,303.50円)及び平成27年11月18日に決定された発行価格(2,900円)、引受価額(2,668円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の新株式発行に係る発行数で除した金額であります。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき2,668円)は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、平成27年11月26日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき2,668円）を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき232円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 上記引受人と平成27年11月18日に元引受契約を締結いたしました。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「283,866,000」を「293,480,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「276,866,000」を「286,480,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注) 2. の全文削除及び 3. 4. の番号変更

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額286,480千円及び前記「1 新規発行株式」の(注)3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限87,736千円については、新製品の研究開発に208,000千円（平成28年1月期:12,000千円、平成29年1月期:103,000千円、平成30年1月期:93,000千円）、地方営業所開設資金に30,000千円（平成29年1月期）、既存製品の機能強化に55,000千円（平成29年1月期:27,000千円、平成30年1月期:28,000千円）、残額は自社サービスの機能向上や開発等のための人材採用費等に充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成27年11月18日に決定された引受価額(2,668円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格2,900円）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「308,550,000」を「319,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「308,550,000」を「319,000,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を**勘案した結果**、SMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式**33,000株**の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）**を行います。**

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

5. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。

(注) 3. 7. の全文削除及び4. 5. 6. の番号変更

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1(注)2」を「2,900」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「2,668」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2」を「1株につき2,900」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3」を「(注)3」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 元引受契約の内容

金融商品取引業者の引受株数 SMBC日興証券株式会社 110,000株

引受人が全株買取引受けを行います。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき232円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成27年11月18日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「92,565,000」を「95,700,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「92,565,000」を「95,700,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を**勘案した結果**行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「2,900」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1」を「1株につき2,900」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により**決定いたしました。**ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2. 売出しに必要な条件については、**平成27年11月18日に決定いたしました。**

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を**勘案した結果**、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）**33,000株**の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を**行います。**

これに関連して、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、平成27年12月25日行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成27年12月25日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成27年10月23日及び平成27年11月10日開催の取締役会において決議し、**平成27年11月18日に決定**した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 33,000株
(2)	払込金額	1株につき2,303.50円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	平成27年12月30日（水）

(注) 割当価格は、1株につき本募集における新株式発行及び自己株式の処分の引受価額と同一とし、平成27年11月18日に決定いたしました。

新株式発行及び自己株式の処分並びに 株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成27年11月 第1回訂正分)

株式会社ネオジャパン

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成27年11月10日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

- 新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成27年10月23日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集110,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成27年11月10日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し143,000株（引受人の買取引受による売出し110,000株・オーバーアロットメントによる売出し33,000株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

- (注) 2. 発行数は、平成27年10月23日開催の取締役会において決議された公募による新株発行に係る募集株式数72,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数38,000株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集（以下「本募集」という。）のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

2 【募集の方法】

平成27年11月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成27年11月10日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（発行価額2,303.50円）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「新株式発行」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「89,755,200」を「92,901,600」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「89,755,200」を「92,901,600」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(2,710円~2,900円)の平均価格(2,805円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は308,550,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2」を「2,303.50」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、2,710円以上2,900円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年11月18日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(2,303.50円)及び平成27年11月18日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(2,303.50円)を下回る場合は新株式発行及び自己株式の処分を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「S M B C日興証券株式会社88,000、株式会社S B I証券11,000、岩井コスモ証券株式会社6,600、いちよし証券株式会社4,400」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成27年11月18日)に元引受契約を締結する予定であります。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び 2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「274,252,000」を「283,866,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「267,252,000」を「276,866,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分の際に当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(2,710円~2,900円)の平均価格(2,805円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額276,866千円及び前記「1 新規発行株式」の(注)3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限84,893千円については、新製品の研究開発に208,000千円(平成28年1月期:12,000千円、平成29年1月期:103,000千円、平成30年1月期:93,000千円)、地方営業所開設資金に30,000千円(平成29年1月期)、既存製品の機能強化に55,000千円(平成29年1月期:27,000千円、平成30年1月期:28,000千円)、残額は自社サービスの機能向上や開発等のための人材採用費等に充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「298,100,000」を「308,550,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「298,100,000」を「308,550,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 7. 売出価額の総額は、仮条件(2,710円～2,900円)の平均価格(2,805円)で算出した見込額であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「89,430,000」を「92,565,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「89,430,000」を「92,565,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 5. 売出価額の総額は、仮条件(2,710円～2,900円)の平均価格(2,805円)で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成27年10月23日及び平成27年11月10日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 33,000株
(2)	払込金額	<u>1株につき2,303.50円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4)	払込期日	平成27年12月30日(水)

(注) 割当価格は、1株につき本募集における新株式発行及び自己株式の処分の引受価額と同一とし、平成27年11月18日に決定します。

(注) 1. の全文及び 2. の番号削除

NEOJAPAN

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書

平成 27 年 10 月

株式会社ネオジャパン

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式253,385千円(見込額)の募集及び株式298,100千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式89,430千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成27年10月23日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書

株式会社ネオジャパン

神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-2-1 横浜ランドマークタワー 10 階

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概要等を要約・作成したものであります。
詳細は本文の該当ページをご参照ください。

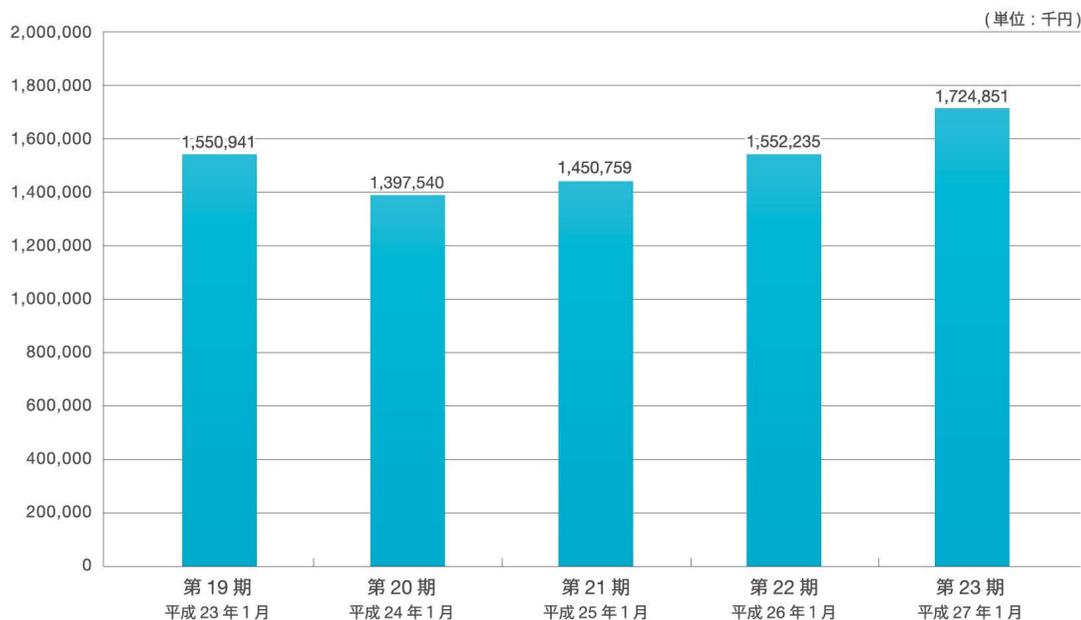
01. 事業の概況

当社は、「リアルなITコミュニケーションで豊かな社会形成に貢献する。」という経営理念のもと、ウェブ技術をベースとしたビジネスコミュニケーションツールの開発と販売により、働くすべての人を支え、社会の発展に貢献することを目的に事業を展開しております。

当社の主力開発製品であるグループウェアソフト^{※1}「desknet's NEO (デスクネッツネオ)」は、ビジネスシーンにおいて個人の情報を共有することで、業務効率の向上だけでなく、ノウハウの蓄積やモチベーションアップにより、企業の成長に大きく貢献しています。

当社の事業はソフトウェア事業の単一セグメントであります。売上区分につきましては、グループウェア及びその関連製品をインターネット経由で提供するサービスに関連した売上である「クラウドサービス」、グループウェア及びその関連製品のライセンス販売に関連した売上である「プロダクト」、ソフトウェアの受託開発に関連した売上である「技術開発」に区分しております。

売上高の推移



02. desknet's NEO について

「desknet's NEO」は、当社の主力となるWEB型グループウェアであり、日々の社内業務とコミュニケーションに役立つ25の機能を有しております。「HTML5」を全面採用していることから、見やすく使いやすく製品性にすぐれているにも関わらず、低価格で提供しており、市場から高評価を頂いております。

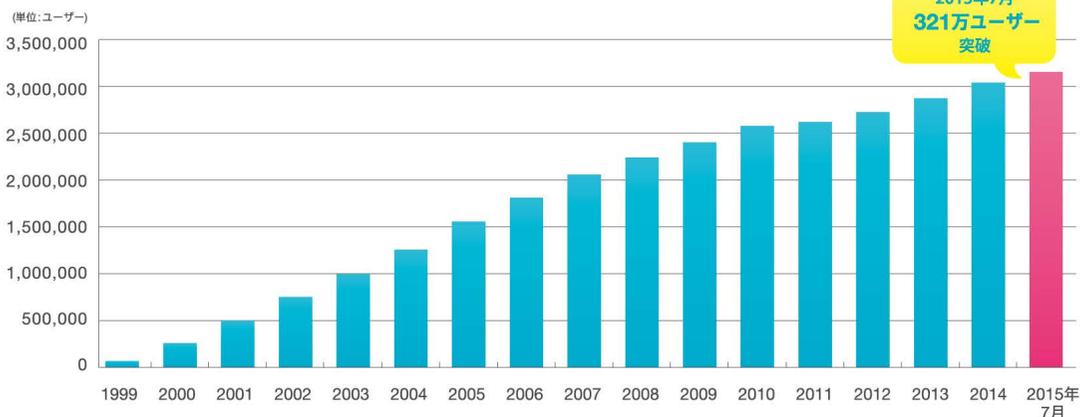


「desknet's NEO」は、自社にサーバーを持たずに利用できる「クラウド型」と、自社サーバーにインストールして利用する「パッケージ型」に分かれ、「パッケージ型」は利用するユーザーの規模によって、「エンタープライズ」と「スモール」に分かれており、お客様のご要件にあった様々な環境でご利用頂けます。

	小規模ユーザー (5~300ユーザー)	大規模ユーザー (300~数万ユーザー)
クラウド提供	desknet's クラウド	
パッケージ提供	スモールライセンス	エンタープライズライセンス

中小企業から大企業、官公庁、各団体などにいたるまで幅広い業種・分野に導入実績があります。旧製品である「desknet's」と「desknet's NEO」を合わせた販売累積ユーザー数は300万を超えています。

販売累積ユーザー数の推移



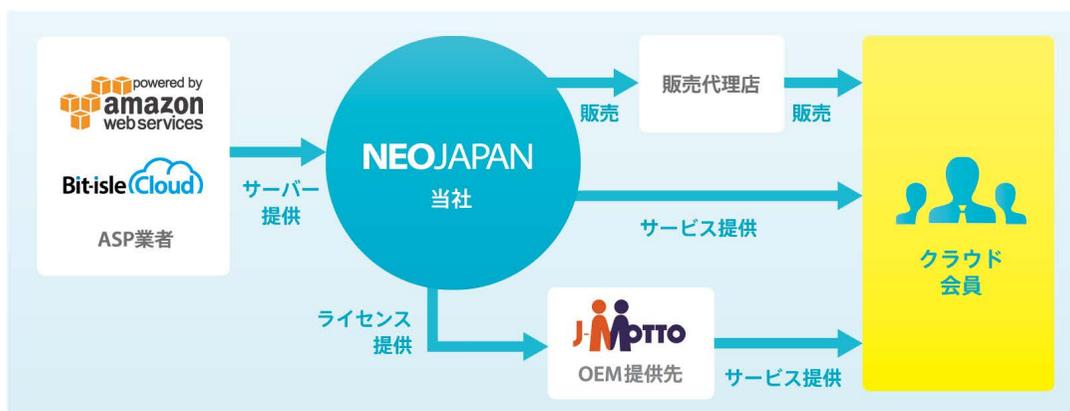
03. 売上の内容

当社の売上の各区分の詳細は以下のとおりであります。

■ クラウドサービスについて

当社においては、「desknet's NEO」を主力製品とするグループウェア及びその関連製品をインターネット経由で提供するサービスに関連する売上を「クラウドサービス」として区分しております。「クラウドサービス」には、自社で提供しているクラウドサービスの利用料売上、外部のASP事業者^{※2}に対して提供している自社製品のライセンス売上及びこれらに関連する役務作業売上が含まれております。

「クラウドサービス」は、主に中規模・小規模ユーザーを対象としており、販売については広告宣伝やセミナーの開催を契機とする自社販売に加えて、販売代理店及びASP事業者を通じて販売しております。ユーザーはインターネット環境さえあれば、サービスを利用することができ、特別なシステム投資やシステムに関する知識なしで利用できることを特徴とします。当社は製品開発、販売、保守に特化しており、サービス提供に利用しているデータセンターについては、外部のデータセンターを利用しております。



desknet's クラウド (on cloud) 利用ユーザー数



■ プロダクトについて

当社においては、「desknet's NEO」を主力製品とするグループウェア及びその関連製品のライセンス販売に関連する売上を「プロダクト」に区分しております。「プロダクト」には、グループウェア及びその関連製品のライセンス売上、当該製品のサポートサービス売上、製品のカスタマイズ売上、その他これらに付随する役務作業売上等が含まれております。

「desknet's NEO」については、中規模・小規模ユーザー(5~300ユーザー)に対しては、「スモールライセンス」を販売しており、大規模・中規模ユーザー(300~数万ユーザー)に対しては、「エンタープライズライセンス」を販売しております。販売については、主に販売代理店(Sier[®]を含む)を通じた販売を行っております。

ライセンス販売製品

desknet's NEO

使う人の視点に立って「やさしい」「わかりやすい」をコンセプトに、次世代標準技術「HTML5」を採用。25のアプリケーションがあらゆる業務をサポート。

deskNET'S DB

表計算ソフトに匹敵する使いやすさで情報共有を促進するWebデータベースシステム

Denbun.
Group Mail

電子メールの集中管理を実現するHTML5プラットフォームWebメールシステム

deskNET'S DAX

大容量のデータを安全・簡単・確実に送受信するファイル送受信システム

deskNET'S CAMS
Customer Action Management System

企業と顧客との良質な関係を支援するシステム

deskNET'S SSS
SSS

顧客からの信頼を勝ち取る営業支援システム

deskNET'S Blog

新しいスタイルの組織内情報共有イントラブログ

■ 技術開発について

当社においては、上記「クラウドサービス」、「プロダクト」に直接関連しないソフトウェアの受託開発に関連する売上を「技術開発」に区分しております。

「技術開発」は、高い利益率を目指すよりも技術を自社に蓄積することを目的としており、「クラウドサービス」、「プロダクト」における製品・サービスの開発につながるような開発案件を受託しております。

■ 1999年～2014年までの開発実績（一例）



複合文書管理システム

イメージデータ、CAD データ、コードデータ等の複合フォーマットの複合文書管理システム



マッピングシステム

ベン PC を用いた配電地図情報管理システム。地形図及び設備図をベン PC に表示し、設備情報を DB より検索



CAR-NAVI 災害情報システム

カーナビゲーションとサーバを連動し、災害時の経路の指示と各種車両の位置情報を検索するシステム



カーオークションシステム

衛星通信を用いて 5,000 拠点にデータ同報通信を行い、車のオークション及び、受発注業務を行うシステム



インターワークフロー・システム

国内情報通信業界と北米パークレー大学共同開発による政府プロジェクト、インターネット・ワークフローシステムの統一規格化



音楽配信システム

インターネット上からのストリーミング配信サイトの構築



携帯向け総合サービスサイト

i モード、Vodafone、EZweb 等、多種多様のキャリアに対応可能な総合サービスサイトの開発、及びシステムインテグレーション



監視カメラシステム

Web カメラと社内 LAN で構成した監視カメラシステムの構築及びシステムインテグレーション



IP 電話ソリューション

IP 電話を用いた社内イントラネット環境構築。電話帳、ボイスメッセージ、TV 会議、電話会議



個人ポータル及び各種コンテンツ提供

100 万人規模のコンシューマポータル、WebMail、個人スケジューラ、その他のコンシューマツール開発

※1 「グループウェア」とは、企業等の組織内のコンピューターネットワークやインターネットを利用して、組織のメンバーのコミュニケーションを円滑にし、業務を効率よく行うことを支援するためのソフトウェアであります。

※2 「ASP 事業者」とは、アプリケーションソフトの機能をネットワーク経由で顧客にサービスとして提供することを事業として営んでいる事業者であります。

※3 「Sler」とは、顧客の業務内容を分析し、問題に合わせた情報システムの企画、構築、運用などの業務を一括して請け負う業者であります。

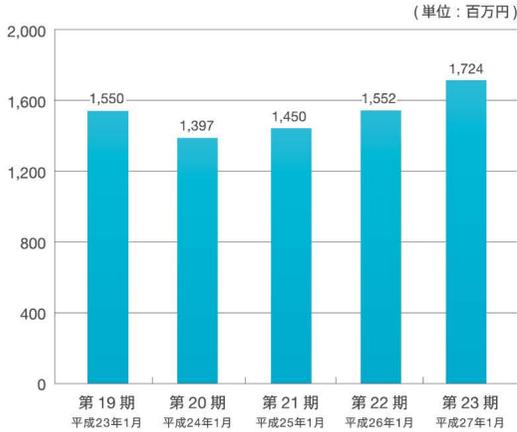
04. 業績等の推移

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	平成23年1月	平成24年1月	平成25年1月	平成26年1月	平成27年1月
売上高	(千円) 1,550,941	1,397,540	1,450,759	1,552,235	1,724,851
経常利益	(千円) 283,017	115,510	161,800	211,800	265,378
当期純利益	(千円) 153,438	22,917	97,064	129,506	172,523
持分法を適用した場合の投資利益	(千円) —	—	—	—	—
資本金	(千円) 99,050	99,050	99,050	99,050	99,050
発行済株式総数	(株) 5,205	5,205	5,205	5,205	5,205
純資産額	(千円) 1,447,980	1,431,389	1,534,181	1,655,660	1,877,200
総資産額	(千円) 1,991,261	1,920,373	2,087,204	2,303,933	2,676,779
1株当たり純資産額	(円) 288,729.93	285,421.72	305,918.57	1,650.71	1,871.59
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円) 3,000.00 (—)	(—) (—)	1,900.00 (—)	2,100.00 (—)	3,400.00 (—)
1株当たり当期純利益金額	(円) 30,596.00	4,569.83	19,354.92	129.12	172.01
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円) —	—	—	—	—
自己資本比率	(%) 72.7	74.5	73.5	71.9	70.1
自己資本利益率	(%) 11.1	1.6	6.5	8.1	9.8
株価収益率	(倍) —	—	—	—	—
配当性向	(%) 9.8	—	9.8	8.1	9.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円) —	—	—	224,130	434,819
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円) —	—	—	74,584	△369,858
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円) —	—	—	△9,528	△10,531
現金及び現金同等物の期末残高	(千円) —	—	—	1,543,938	1,598,999
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用者数〕	(名) 72 〔5〕	68 〔5〕	69 〔4〕	70 〔7〕	73 〔8〕

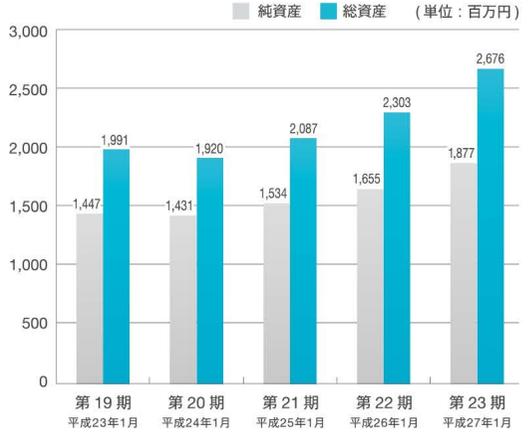
- 注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 前事業年度(第22期)及び当事業年度(第23期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第19期、第20期及び第21期の財務諸表については、監査を受けておりません。
5. 第19期、第20期及び第21期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
6. 第22期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。平成27年9月8日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
7. 平成27年9月8日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(樹の部)」の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第19期、第20期及び第21期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
	平成23年1月	平成24年1月	平成25年1月	平成26年1月	平成27年1月
1株当たり純資産額	(円) 1,443.65	1,427.11	1,529.59	1,650.71	1,871.59
1株当たり当期純利益金額	(円) 152.98	22.85	96.77	129.12	172.01
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円) —	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円) 15.00 (—)	(—) (—)	9.50 (—)	10.50 (—)	17.00 (—)

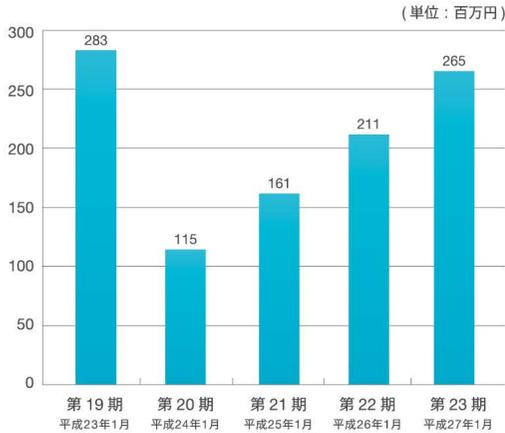
売上高



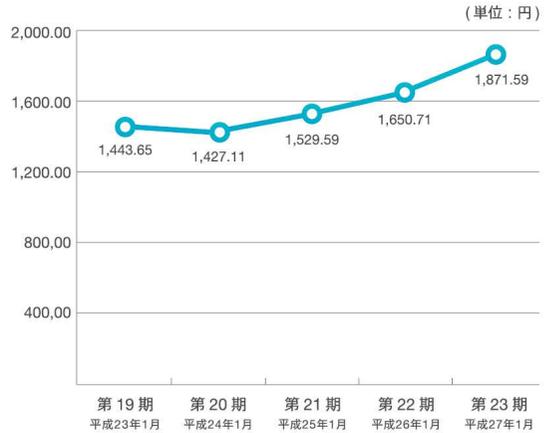
純資産 / 総資産



経常利益

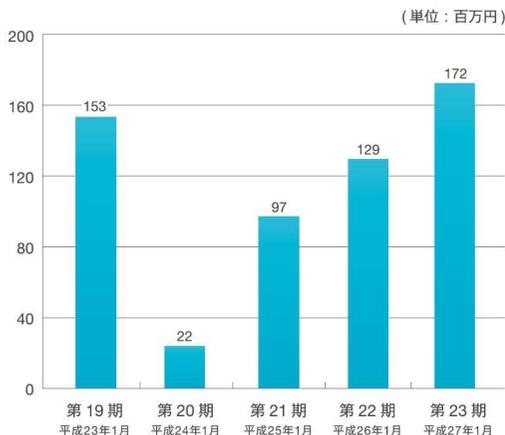


1株当たり純資産

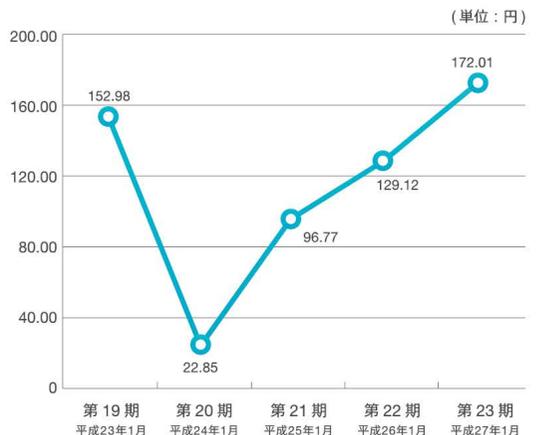


注) 平成27年9月8日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。上記では、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

当期純利益



1株当たり当期純利益金額



注) 平成27年9月8日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。上記では、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】	7
2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】	8
3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	9
4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	10
第二部 【企業情報】	12
第1 【企業の概況】	12
1 【主要な経営指標等の推移】	12
2 【沿革】	14
3 【事業の内容】	15
4 【関係会社の状況】	17
5 【従業員の状況】	17
第2 【事業の状況】	18
1 【業績等の概要】	18
2 【生産、受注及び販売の状況】	22
3 【対処すべき課題】	23
4 【事業等のリスク】	24
5 【経営上の重要な契約等】	26
6 【研究開発活動】	26
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	27
第3 【設備の状況】	31
1 【設備投資等の概要】	31
2 【主要な設備の状況】	31
3 【設備の新設、除却等の計画】	31

第4	【提出会社の状況】	32
1	【株式等の状況】	32
2	【自己株式の取得等の状況】	41
3	【配当政策】	41
4	【株価の推移】	41
5	【役員の状況】	42
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	44
第5	【経理の状況】	50
1	【財務諸表等】	51
第6	【提出会社の株式事務の概要】	96
第7	【提出会社の参考情報】	97
1	【提出会社の親会社等の情報】	97
2	【その他の参考情報】	97
第四部	【株式公開情報】	98
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	98
第2	【第三者割当等の概況】	99
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	99
2	【取得者の概況】	100
3	【取得者の株式等の移動状況】	100
第3	【株主の状況】	101
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年10月23日
【会社名】	株式会社ネオジャパン
【英訳名】	NEOJAPAN Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 齋藤 晶議（戸籍名：齋藤 章浩）
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号 横浜ランドマークタワー10階
【電話番号】	045-640-5900
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理部部长 大坪 慶穰（戸籍名：大坪 克也）
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号 横浜ランドマークタワー10階
【電話番号】	045-640-5900
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理部部长 大坪 慶穰（戸籍名：大坪 克也）
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 253,385,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 298,100,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 89,430,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	110,000(注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成27年10月23日開催の取締役会決議によっております。

- 発行数は、平成27年10月23日開催の取締役会において決議された公募による新株発行に係る募集株式数72,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数38,000株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集（以下「本募集」という。）のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、発行数については、平成27年11月10日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 本募集に伴い、その需要状況を勘案し、33,000株を上限として、SMBC日興証券株式会社が当社株主である齋藤晶議（戸籍名：齋藤章浩）（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
これに関連して、当社は、平成27年10月23日開催の取締役会において、本募集とは別に、SMBC日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式33,000株の新規発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。
- 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成27年11月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成27年11月10日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分		発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集		—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集		—	—	—
ブックビルディング方式	新株式発行	72,000	165,852,000	89,755,200
	自己株式の処分	38,000	87,533,000	—
計(総発行株式)		110,000	253,385,000	89,755,200

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成27年10月23日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成27年11月18日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。なお、本募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,710円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は298,100,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成27年11月19日(木) 至 平成27年11月25日(水)	未定 (注) 4	平成27年11月26日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成27年11月10日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年11月18日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成27年11月10日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成27年11月18日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の新株式発行に係る発行数で除した金額とし、平成27年11月18日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成27年11月27日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成27年11月11日から平成27年11月17日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式発行及び自己株式の処分を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 横浜駅前支店	神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	<ol style="list-style-type: none"> 1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、平成27年11月26日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
計	—	110,000	—

(注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成27年11月10日に決定する予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成27年11月18日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
274,252,000	7,000,000	267,252,000

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,710円)を基礎として算出した見込額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額267,252千円及び前記「1 新規発行株式」の(注)3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限82,010千円については、新製品の研究開発に208,000千円(平成28年1月期:12,000千円、平成29年1月期:103,000千円、平成30年1月期:93,000千円)、地方営業所開設資金に30,000千円(平成29年1月期)、既存製品の機能強化に55,000千円(平成29年1月期:27,000千円、平成30年1月期:28,000千円)、残額は自社サービスの機能向上や開発等のための人材採用費等に充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

- (注) 地方営業所の内容につきましては、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成27年11月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	110,000	298,100,000	神奈川県横浜市青葉区 齋藤 晶議（戸籍名：齋藤 章浩） 70,000株 神奈川県横浜市青葉区 大坪 慶穰（戸籍名：大坪 克也） 40,000株
計(総売出株式)	—	110,000	298,100,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 本募集における新株式の発行及び自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、33,000株を上限として、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,710円）で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成27年 11月19日(木) 至 平成27年 11月25日(水)	100	未定 (注) 2	引受人及び その委託販 売先金融商 品取引業者 の本店及び 全国各支店	東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 SMB C日興証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の
(注) 1と同様であります。

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売
出価格決定日（平成27年11月18日）に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料
は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機
構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を
行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件
(2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称	
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	
普通株式	ブックビルディング方式	33,000	89,430,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社
計（総売出株式）	—	33,000	89,430,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 本募集における新株式の発行及び自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,710円）で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成27年 11月19日(木) 至 平成27年 11月25日(水)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券株式会社 の本店及び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成27年11月18日）に決定する予定であります。
3. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。
4. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
5. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMB C日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、33,000株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエアオプション」という。）を、平成27年12月25日行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成27年12月25日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエアオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成27年11月18日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシュエアオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成27年10月23日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 33,000株
(2)	払込金額	未定（注）1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2
(4)	払込期日	平成27年12月30日（水）

（注）1. 払込金額は、本募集による新株式発行及び自己株式の処分における払込金額（会社法上の払込金額）と同一といたします。

2. 割当価格は、1株につき本募集における新株式発行及び自己株式の処分の引受価額と同一とし、平成27年11月18日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集に関し、貸株人である齋藤晶議（戸籍名：齋藤章浩）、当社株主である大坪慶穰（戸籍名：大坪克也）、松倉二美、株式会社プロシードゥス、株式会社ビットアイル、後藤健、小沼尚夫（戸籍名：小沼久夫）、大神田守、ネオジャパン従業員持株会、高稲伸一、株式会社第一総合会計及び廣瀬清明、並びにストック・オプション保有者である常盤誠、黒木朗、大井智幸、中谷竜二、山口盛博、柴真一郎、榊勇雄、坂倉潤一、鈴木博美、矢野裕二、早馬一郎、松本成仁、松尾浩吉、柴奈保人、篠崎健一、岡野征彦、宮崎良大、竹迫裕真、渋谷和幸、渋谷昌子、竹永翼、杉本敏樹、青木裕一、弓納持達也、橋本宜倫、根路銘美香、唐津圭、阿字野光昭、小西貴宏、菅谷孝、竹田繁幸、小牧由一及び高橋佳彦は、SMB C日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、本募集に係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成28年5月24日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	平成23年1月	平成24年1月	平成25年1月	平成26年1月	平成27年1月
売上高 (千円)	1,550,941	1,397,540	1,450,759	1,552,235	1,724,851
経常利益 (千円)	283,017	115,510	161,800	211,800	265,378
当期純利益 (千円)	153,438	22,917	97,064	129,506	172,523
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	99,050	99,050	99,050	99,050	99,050
発行済株式総数 (株)	5,205	5,205	5,205	5,205	5,205
純資産額 (千円)	1,447,980	1,431,389	1,534,181	1,655,660	1,877,200
総資産額 (千円)	1,991,261	1,920,373	2,087,204	2,303,933	2,676,779
1株当たり純資産額 (円)	288,729.93	285,421.72	305,918.57	1,650.71	1,871.59
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	3,000.00 (—)	— (—)	1,900.00 (—)	2,100.00 (—)	3,400.00 (—)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	30,596.00	4,569.83	19,354.92	129.12	172.01
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	72.7	74.5	73.5	71.9	70.1
自己資本利益率 (%)	11.1	1.6	6.5	8.1	9.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	9.8	—	9.8	8.1	9.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	224,130	434,819
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	74,584	△369,858
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△9,528	△10,531
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	1,543,938	1,598,999
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用者数〕 (名)	72 〔5〕	68 〔5〕	69 〔4〕	70 〔7〕	73 〔8〕

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 前事業年度(第22期)及び当事業年度(第23期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第19期、第20期及び第21期の財務諸表については、監査を受けておりません。
5. 第19期、第20期及び第21期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
6. 第22期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

平成27年9月8日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

7. 平成27年9月8日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第19期、第20期及び第21期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

	第19期 平成23年1月	第20期 平成24年1月	第21期 平成25年1月	第22期 平成26年1月	第23期 平成27年1月
1株当たり純資産額 (円)	1,443.65	1,427.11	1,529.59	1,650.71	1,871.59
1株当たり当期純利益金額 (円)	152.98	22.85	96.77	129.12	172.01
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	15.00 (-)	— (-)	9.50 (-)	10.50 (-)	17.00 (-)

2 【沿革】

年月	概要
平成4年2月	横浜市荏田に株式会社ネオジャパン設立
平成8年8月	事業拡大のため、横浜市都筑区に本社移転
平成11年1月	WebグループウェアiOffice2000のパッケージ開発・販売開始
平成12年2月	パッケージ製品の販売拠点として東京都港区に東京オフィス開設
平成16年8月	本社及び東京オフィスを現在地に移転
平成17年1月	第三者割当増資により資本金を5,900万円に増資
平成18年1月	第三者割当増資により資本金を9,605万円に増資
平成18年9月	クラウド提供型のグループウェア「Applitus」（アプリタス）を販売開始
平成19年1月	第三者割当増資により資本金を9,905万円に増資
平成21年1月	株式会社ビットアイルが資本参加
平成22年10月	子会社として株式会社ライブラネオ（非連結子会社）を設立
平成24年12月	「HTML5」を全面採用したdesknet's NEOの販売開始
平成27年4月	株式会社ライブラネオの全株式を株式会社ビットアイルへ譲渡

3 【事業の内容】

当社は、「リアルなITコミュニケーションで豊かな社会形成に貢献する。」という経営理念のもと、ウェブ技術をベースとしたグループウェア(※1)である「desknet's NEO」とその関連製品・サービスの開発、販売を主な事業として行っております。

当社の事業はソフトウェア事業の単一セグメントであります。売上区分につきましては、グループウェア及びその関連製品をインターネット経由で提供するサービスに関連した売上である「クラウドサービス」、グループウェア及びその関連製品のライセンス販売に関連した売上である「プロダクト」、ソフトウェアの受託開発に関連した売上である「技術開発」に区分しております。

各売上区分の詳細は以下のとおりであります。

(1) クラウドサービス

当社においては、desknet's NEOを主力製品とするグループウェア及びその関連製品をインターネット経由で提供するサービスに関連する売上を「クラウドサービス」として区分しております。「クラウドサービス」には、自社で提供しているクラウドサービスの利用料売上、外部のASP事業者(※2)に対して提供している自社製品のライセンス売上及びこれらに関連する役務作業売が含まれております。

「クラウドサービス」は、主に中規模・小規模ユーザーを対象としており、販売については広告宣伝やセミナーの開催を契機とする自社販売に加えて、販売代理店及びASP事業者を通じて販売しております。ユーザーはインターネット環境さえあれば、サービスを利用することができ、特別なシステム投資やシステムに関する知識なしで利用できることを特徴とします。当社は製品開発、販売、保守に特化しており、サービス提供に利用しているデータセンターについては、外部のデータセンターを利用しております。

(2) プロダクト

当社においては、desknet's NEOを主力製品とするグループウェア及びその関連製品のライセンス販売に関連する売上を「プロダクト」に区分しております。「プロダクト」には、グループウェア及びその関連製品のライセンス売上、当該製品のサポートサービス売上、製品のカスタマイズ売上、その他これらに付随する役務作業売上等が含まれております。

「プロダクト」は、中規模・小規模ユーザー(5~300ユーザー)に対しては、「スモールライセンス」を販売しており、大規模・中規模ユーザー(300~数万ユーザー)に対しては、「エンタープライズライセンス」を販売しております。販売については、主に販売代理店(SIer(※3を含む))を通じた販売を行っております。

(3) 技術開発

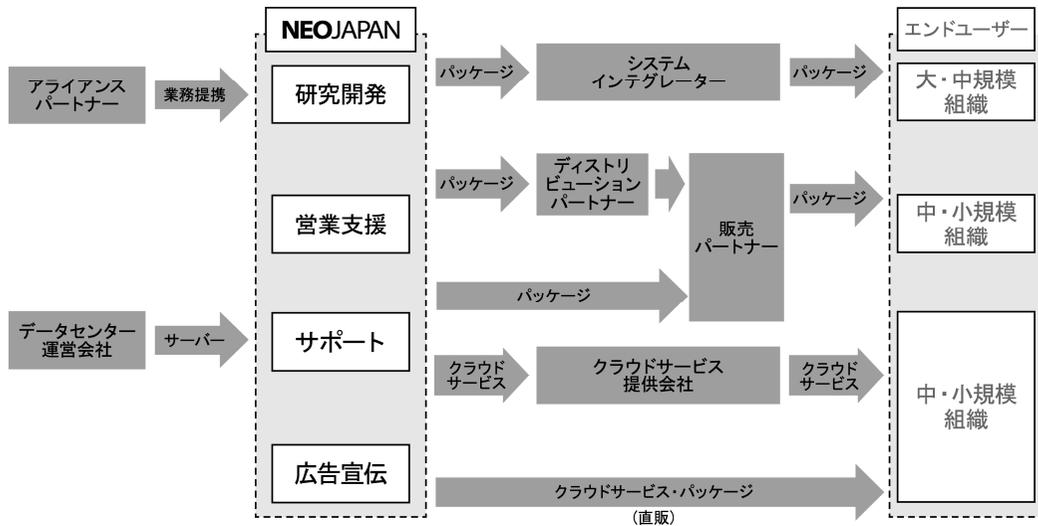
当社においては、上記「クラウドサービス」、「プロダクト」に直接関連しないソフトウェアの受託開発に関連する売上を「技術開発」に区分しております。

「技術開発」は、その名が示すとおり高い利益率を目指すよりも技術を自社に蓄積することを目的としており、「クラウドサービス」、「プロダクト」における製品・サービスの開発につながるような開発案件を受託しております。

(「desknet's NEO」の提供形態)

	小規模ユーザー (5~300ユーザー)	大規模ユーザー (300~数万ユーザー)
クラウド提供	desknet's クラウド	
パッケージ提供	スモールライセンス	エンタープライズライセンス

[事業系統図]



- ※1 「グループウェア」とは、企業等の組織内のコンピューターネットワークやインターネットを利用して、組織のメンバーのコミュニケーションを円滑にし、業務を効率よく行うことを支援するためのソフトウェアであります。
- ※2 「ASP事業者」とは、アプリケーションソフトの機能をネットワーク経由で顧客にサービスとして提供することを事業として営んでいる事業者であります。
- ※3 「SIer」とは、顧客の業務内容を分析し、問題に合わせた情報システムの企画、構築、運用などの業務を一括して請け負う業者であります。

4 【関係会社の状況】

当社は子会社1社（株式会社ライブラネオ）を有しておりますが、持分法非適用の非連結子会社であるため、記載を省略しております。なお、平成27年4月30日に同社の全株式を譲渡したことにより、本書提出日現在において関係会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
78 [8]	34.9	8.5	5,589

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（派遣社員、パートタイマー及びアルバイト）は、最近1年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はソフトウェア事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については記載しておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は組成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第23期事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

当事業年度における我が国の経済は、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動で一時的な落ち込みがあったものの緩やかに持ち直しつつありますが、依然として先行き不透明な状態が続いております。

当社が属するソフトウェア業界におきましては、スマートフォンやタブレットといったPC以外の端末の利用拡大やクラウドコンピューティング市場拡大が顕著となっております。グループウェアにつきましても、クラウドサービスの市場規模は190億円(平成25年度)から540億円(平成30年度)に拡大すると予測されており(「ソフトウェアビジネス新市場2014年版」株式会社富士キメラ総研)、今後も市場規模が成長することが見込まれております。

このような状況の中で当社は、社内に培われた技術力・開発力を活かし、安価で質の高い製品・サービスを利用者が望む形態で提供し、「リアルなITコミュニケーションで豊かな社会形成に貢献する。」という経営理念の実践に努めてまいりました。

これらの結果、当事業年度におきましては、クラウドサービス、プロダクトともに堅調に推移したことにより、売上高は1,724,851千円(前年同期比11.1%増)、営業利益は251,142千円(前年同期比23.3%増)、経常利益は265,378千円(前年同期比25.3%増)、当期純利益は172,523千円(前年同期比33.2%増)となりました。

売上区分別の状況を示すと、以下のとおりであります。

売上区分	第22期事業年度 (自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)		第23期事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)		
	売上高 (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)	前年同期比増減 (%)
クラウドサービス	724,247	46.7	814,972	47.2	12.5
プロダクト	797,397	51.4	881,465	51.1	10.5
技術開発	30,589	1.9	28,413	1.6	△7.1
合計	1,552,235	100.0	1,724,851	100.0	11.1

①クラウドサービス

当社では現在の主力クラウドサービスである「desknet'sクラウド」の前身である「Applitus(アプリタス)」を平成18年9月より市場に投入して以降、培われたクラウドサービスの運営ノウハウを活かし、クラウド市場での更なる成長に注力してまいりました。新規ユーザーの獲得や旧サービスからの乗り換えを推進したことにより、「desknet'sクラウド」の売上高は251,769千円(前年同期比168.0%増)となりました。一方で、desknet'sクラウドへの乗り換えを推進したことにより、「Applitus(アプリタス)」の売上高は139,261千円(前年同期比24.8%減)に落ち込んだものの、「desknet'sクラウド」と「Applitus(アプリタス)」の合計ベースでは、391,031千円(前年同期比40.0%増)と増収となりました。

また、ASP事業者向けの売上高は、一部事業者がサービスの提供を停止したことなどにより142,812千円(前年同期比12.9%減)となりました。

これらの結果、クラウドサービス全体での売上高は814,972千円(前年同期比12.5%増)となりました。

②プロダクト

小規模ユーザーにおけるクラウドサービス利用の拡大はプロダクトの売上を減少させる要因となっておりますが、販売代理店に対する販売支援の取り組みを一層強化したこと及び平成26年4月の消費税増税前の駆け込み需要の影響により、スモールライセンスにつきましては84,282千円（前年同期比5.3%増）となりました。

販売代理店に対する販売支援強化の取り組みにつきましては、「日経コンピュータ」誌（発行：株式会社日経BP）が公表した「パートナー満足度調査2014」グループウェア部門におきまして4年連続で第1位に選出され、販売パートナー様から高い評価を頂いております。

また、大規模ユーザー向けのエンタープライズライセンスにつきましても、官公庁・自治体向けの売上が好調に推移したことなどにより167,323千円（前年同期比25.1%増）となりました。

官公庁・自治体につきましては、東芝ソリューション株式会社との協業により、官公庁・自治体向けの専用機能を強化した「deskenet's NEO.Gov(デスクネッツネオ ドットガブ)」を新規開発し、平成27年1月より販売を開始しております。

deskenet's NEO（旧製品を含む）のサポートサービスの売上高につきましては、ライセンス販売の増加に伴い436,513千円（前年同期比3.5%増）となりました。

これらの結果プロダクト全体での売上高は881,465千円（前年同期比10.5%増）となりました。

③技術開発

技術開発につきましては、過年度に受託したソフトウェアの保守売上が27,463千円（前年同期比0.5%減）とほぼ前事業年度と同じ水準で推移し、技術開発全体での売上高は28,413千円（前年同期比7.1%減）となりました。

第24期第2四半期累計期間（自 平成27年2月1日 至 平成27年7月31日）

当第2四半期累計期間における我が国の経済は、政府の経済政策や日銀による金融緩和政策を背景に、円安・株高が進行し、企業収益や雇用環境の改善など、景気は回復基調で推移しました。一方で、世界経済は、米国経済は堅調であるものの、金融不安を抱える欧州経済や経済成長減速が顕著になり株式市場が乱高下した中国を中心とする新興国経済の先行きが不透明な状況が続いております。

当社が属するソフトウェア業界におきましては、クラウドサービスの利用企業の割合が平成22年末の13.7%から平成26年末には38.7%に拡大するなどクラウドサービスの利用拡大が顕著となっております（「平成26年通信利用動向調査」、「平成22年通信利用動向調査」総務省）。グループウェアにつきましても、パッケージ市場は280億円（平成26年度）から280億円（平成31年度）と現状維持で推移することが予想されている一方で、クラウドサービスの市場規模は320億円（平成26年度）から635億円（平成31年度）と年率14.7%で拡大すると予測されており（「ソフトウェアビジネス新市場2015年版」株式会社富士キメラ総研）、今後も市場規模が成長することが見込まれております。

このような状況の中、製品・サービス面におきましては、平成27年6月に主力製品であるdeskenet's NEOを現場ニーズに対応してバージョンアップを実施し、交通費・経費精算オプションや動画の配信・画像編集ツールなどを新たに搭載いたしました。営業面におきましては、平成27年2月に「日経コンピュータ」誌（発行：株式会社日経BP）が公表した調査結果において5年連続でパートナー満足度第1位を獲得しておりますが、販売パートナーとさらなる関係強化を図るべく平成27年4月に第1回ネオジャパンパートナーアワードを公表いたしました。また、CSタスクチームを組織し顧客満足度の改善に取り組んだ結果、平成27年8月に「日経コンピュータ」誌（発行：株式会社日経BP）が公表した調査結果において、顧客満足度第1位を獲得いたしました。

この結果、当第2四半期累計期間における売上高は943,815千円、営業利益は239,510千円、経常利益は258,712千円、四半期純利益は165,585千円となりました。

売上区分別の状況を示すと、以下のとおりであります。

売上区分	第24期第2四半期累計期間 (自 平成27年2月1日 至 平成27年7月31日)	
	売上高 (千円)	構成比 (%)
クラウドサービス	442,306	46.9
プロダクト	488,423	51.7
技術開発	13,085	1.4
合計	943,815	100.0

①クラウドサービス

クラウドサービスにつきましては、desknet'sクラウドの利用ユーザー数が順調に推移し同サービスの売上高は192,609千円となりました。desknet'sクラウドの前身サービスであるApplitusの利用者のdesknet'sクラウドへの乗り換えも徐々に進んではおりますが、同サービスの売上高は55,548千円となっております。

また、ASP事業者向けの売上高は、堅調に推移し71,192千円となりました。

これらの結果、クラウドサービス全体での売上高は442,306千円となりました。

②プロダクト

小規模ユーザーにおけるクラウドサービス利用の拡大はプロダクトの売上を減少させる要因となっており、かつ、前期は消費税増税の駆け込み需要があったと想定していたことから当第2四半期累計期間における売上については、厳しい状況を想定しておりましたが、スモールライセンス（旧製品含む）につきましては53,970千円と予想を上回る結果となりました。

一方、大規模ユーザー向けのエンタープライズライセンス（旧製品含む）につきましても、官公庁・自治体向けの売上が好調に推移したことなどにより97,388千円となりました。

また、desknet's NEO（旧製品を含む）のサポートサービスの売上高につきましては、堅調に推移し234,122千円となりました。

これらの結果プロダクト全体での売上は488,423千円となりました。

③技術開発

技術開発につきましては、過年度に受託したソフトウェアの保守売上が13,085千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第23期事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末と比較して55,061千円増加し、1,598,999千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は434,819千円（前事業年度は224,130千円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益265,296千円、減価償却費143,324千円、前受収益の増加30,486千円、未払消費税等の増加38,109千円、法人税等の支払額71,423千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は369,858千円（前事業年度は74,584千円の収入）となりました。これは主に、有価証券の取得による支出313,723千円及び無形固定資産の取得による支出39,855千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は10,531千円（前事業年度は9,528千円の支出）となりました。これは配当金の支払額10,531千円によるものであります。

第24期第2四半期累計期間(自 平成27年2月1日 至 平成27年7月31日)

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末と比較して64,324千円増加し、1,663,324千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は160,412千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益260,492千円、前受収益の増加82,402千円、売上債権の増加49,631千円、法人税等の支払額121,448千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は79,561千円となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出49,977千円及び敷金及び保証金の差入による支出15,218千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は17,051千円となりました。これは配当金の支払額17,051千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は単一セグメントであり、第23期事業年度および第24期第2四半期累計期間における生産実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	第23期事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)		第24期 第2四半期累計期間 (自 平成27年2月1日 至 平成27年7月31日)
	生産高(千円)	前年同期比(%)	生産高(千円)
ソフトウェア事業	502,387	108.6	181,552
合計	502,387	108.6	181,552

(注) 1. 金額は、総製造費用より他勘定振替高を控除した金額によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社は受注開発を行っておりますが、受注実績の金額と販売実績の金額の差額は僅少であるため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当社は単一セグメントであり、第23期事業年度および第24期第2四半期累計期間における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	第23期事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)		第24期 第2四半期累計期間 (自 平成27年2月1日 至 平成27年7月31日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
ソフトウェア事業	1,724,851	111.1	943,815
合計	1,724,851	111.1	943,815

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第22期事業年度 (自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)		第23期事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)		第24期 第2四半期累計期間 (自 平成27年2月1日 至 平成27年7月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
ダイワボウ情報システム(株)	182,152	11.7	228,308	13.2	140,257	14.9
ソフトバンクコマース&サービス(株)	147,597	9.5	167,480	9.7	108,692	11.5

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

インターネット・イントラネット関連技術は技術革新の進捗が早く、またそれに応じて業界標準及び利用者ニーズが急速に変化するなど当社の事業環境は日々変化しております。このような事業環境の中、当社が継続的に事業規模を拡大させていくためには、下記の課題への対応が必要であると考えております。

(1) 技術者の確保

当業界において優秀な技術者を確保することは、企業の発展、成長に欠かせない要件となっております。当社においては、本人の意欲と適性を重視して、新卒採用による技術者の育成に注力してまいりました。今後も新卒採用により技術者を育成していくという方針は変わりませんが、新卒採用による技術者の確保が困難になっていくことが見込まれることから、今後は中途採用や第二新卒による採用などにより技術者を確保できるよう努めてまいります。

(2) 優秀な人材の確保

当社は、今後の更なる成長のために、優秀な人材の確保が不可欠であると認識しております。人材確保においては、技術者以外は即戦力となる中途採用を中心に行っておりますが、今後は採用後の教育・育成を前提とした新卒採用にも注力し、当社の求める資質を兼ね備えつつ、当社の企業風土にあった人材の登用に努めてまいります。

(3) 新たな顧客を創造する新製品・サービスの開発・提供

スマートフォンやタブレットの普及拡大やクラウドコンピューティング市場の発展に伴い、それらの変化に対応した新製品・新サービス提供の重要性が高まっております。付加価値機能の追加、グローバル対応など、既存製品・サービスを強化充実させるとともに、顧客ニーズを満たす新製品・新サービスを顧客が望む形態で利用できるように海外展開も視野に開発を推し進めてまいります。

(4) サポートサービス、クラウドサービスの契約更新率の維持向上

当社の安定的な収益基盤となっているサポートサービス（プロダクト製品の保守契約）及びクラウドサービスにつきましては、当社製品・サービスが安定的かつ有効にご使用いただけるよう、バージョンアップ製品・サービスを提供するとともに、コールセンターを開設し使用上の障害発生時の問い合わせ対応を行っております。今後も継続的な製品・サービスのバージョンアップによる改善と、サポートスタッフの教育や問い合わせ対応情報の共有化により問題解決までの時間短縮に取り組んでまいります。このような取り組みによって、顧客満足度を高めサポートサービス、クラウドサービスの契約更新率の維持向上につなげてまいります。

(5) 財務報告に係る内部統制の強化

当社が継続的に成長可能な企業体質を確立するため、財務報告に係る内部統制の強化が重要な課題と認識しております。業務の有効性及び効率性を高めるべく、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への適切な対応を推進してまいります。また、財務報告に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制の運用・評価を継続的に行うことで、経営の公正性・透明性の確保に努めるとともに、当社の業績管理体制を確立し、更なる内部統制の強化に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因となり得る主な事項及び投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅したものではありません。

(1) インターネット技術分野における技術革新について

当社の製品・サービス群はインターネット技術を基盤としておりますが、インターネット関連技術は技術革新の進捗が早く、それに応じて業界標準及び利用者ニーズが急速に変化し、関連製品やサービスが逐次生み出されております。当社も技術革新及び顧客ニーズの変化に対応すべく、積極的に最新の情報の収集、技術の蓄積及びそれらの技術を使用した製品・サービスの開発に取り組んでおります。しかしながら、当社の対応力を上回る急激な技術革新が生じた場合、当社製品やサービスの陳腐化や競争力の低下を引き起こし、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) システムダウン及び情報セキュリティに係るリスクについて

当社がクラウドで提供しているソフトウェアは、サービスの基盤をインターネット通信網に依存しております。従って、自然災害や事故によりインターネット通信網が切断された場合には、クラウドサービスの提供が不可能となります。また、予想外の急激なアクセス増加による一時的な過負荷によるサーバーダウンや、当社や取引先のハードウェアやソフトウェアの不具合等により、当社のクラウドサービスが停止する可能性があります。このようなシステム障害等が発生し、サービスの安定的な提供が行えないような事態が発生した場合には、当社の業績の低下につながる可能性があります。また、コンピューターウィルスの混入や外部からの不正な手段によるサーバー内への侵入による顧客情報等の漏洩、役職員の過誤等による重要なデータの消去等の可能性があり、このような事態が発生した場合には、当社に直接的・間接的な損害が発生する可能性があるほか、当社クラウドサービスへの信用が失墜し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社内で取り扱う顧客情報等の管理につきましては、顧客情報の取り扱い部門において情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を取得し、その取り扱いには留意しておりますが、当該情報の漏洩等が発生した場合には、当社の信用が失墜し、当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 国内グループウェア市場について

多額の初期投資負担や自社でのサーバー構築の困難性などから、国内企業の99.7%を占める中小企業（「中小企業白書2014 附属統計資料」）が、従来は利用したくても利用できなかった製品をクラウドサービスという新たな形で利用を拡大していくことが予測されることなどから、当社では、今後も国内グループウェア市場は拡大すると予測しております。しかしながら、上記の予想通りに国内グループウェア市場が拡大しなかった場合には、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(4) グループウェア製品への高い依存度について

当社の主力製品である「desknet's」は、有力なグループウェアとして発売以来多くのユーザーの支持を得ております。また、グループウェア市場は、今後の有望な成長分野であることから、当社としては引き続き販売に注力していく予定であります。仕事の効率化に対する要望は強く、企業における主要なコミュニケーションの仕組みとして、今後も引き続きグループウェア製品の市場は順調に拡大すると思われませんが、グループウェアに代替する仕組みが登場する等の何らかの理由により、グループウェアの必要性が低下した場合、当社の事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

(5) 競合について

当社が属しますグループウェア市場は、パッケージやクラウドともにユーザー当たりの価格単価が低下する傾向にあります。こうした傾向を受け、国内大手ソフトウェアベンダの中には自社開発製品の継続開発を停止している企業も出ており、競合他社も実勢価格での低価格な営業活動を行っております。また、今後、当市場に更なる低価格や無償での提供を行う新規参入する企業も予想されます。

当社の製品・サービスについては、同業他社と比較して機能、性能、価格面等で優位性を有していると判断しておりますが、当社と比較して企業規模の大きい企業が豊富な資本力を背景に更なる低価格や無料提供で本格的に市場に参入してきた場合は、当社製品・サービスの競争優位性が低下し、当社の事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

(6) 業績の変動要因について

当社は、競合他社との差別化を図るために、新製品及びバージョンアップ製品等への開発投資を常に行い、開発した製品等を随時市場に投入しております。当社は投入した新製品等のソフトウェアに係る減価償却を比較的短期間にて実施する方針をとっておりますので、それらを市場に投入する時期によっては、四半期決算の減価償却費が増加又は減少し、当該四半期の収益が大幅に変動する可能性があります。当該四半期決算の経営成績だけをもって、当社の当該事業年度又は次期事業年度の経営成績を見通すことは困難である点には留意する必要があります。

(7) 特定のデータセンター業者への依存について

当社が提供するクラウドサービスのサービス基盤としては、安全性、安定性、価格を総合的に勘案し、株式会社ビットアイルの提供する「ビットアイルクラウド」を中心に利用しております。当社は株式会社ビットアイルの提供する「ビットアイルクラウド」のサービスパートナーに認定されており、同社とは良好な関係を構築しておりますが、今後、大規模自然災害の発生等の理由により株式会社ビットアイルがサービスを継続できなくなった場合や当社へのサービス提供を中止した場合には、アマゾンウェブサービス（AWS）をはじめとする他のサービス基盤も利用できる体制を構築しているものの、当社の事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

(8) 知的財産権について

当社はソフトウェア業界に属しており、知的財産権の保護については重要な課題であると認識しております。ただし、製品の開発過程等において意図しない形で、第三者の知的財産権等を侵害する可能性があります。そうした事態が生じた場合、当該第三者より損害賠償の訴訟等が提起され、不測の損害が生じる可能性があります。

(9) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長齋藤晶議（戸籍名：齋藤章浩）は、創業以来の当社の最高経営責任者であり、事業の立案や運営、開発活動の遂行等についてリーダーシップを発揮しております。

こうした属人的な経営体制を改めるために、権限の委譲や業務分掌に取り組んだ結果、事業展開における当人への依存度は低下しつつありますが、今後不慮の事故等何らかの理由により当人が当社の事業展開に関与することが困難になった場合には、当社の事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

(10) 小規模組織であることについて

当社は、現在従業員数が78名（平成27年9月末現在）と小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものとなっております。当社は今後の事業拡大に応じて従業員の育成、人員の採用を行うとともに業務執行体制の充実を図っていく方針ですが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 技術者の人材確保と育成について

当社は、継続的に技術者の新卒採用を行い技術者の育成に努めております。しかしながら、学生の理系離れや団塊世代の退職による採用需要の高まりにより、新卒採用で優秀な人材を適切に確保することの困難性が高まっております。今後一層、新卒採用に注力してまいります。人材の確保及び育成が計画通りに進まなかった場合には、当社の事業展開に支障が生じ、当社の事業成長及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 法的規制について

現時点で、今後の当社の事業そのものを規制する法的規制はないと認識しておりますが、インターネット業界の革新は激しく、状況に応じては、今後新たな法令等の整備が行われる可能性があります。その内容によっては、当社の経営成績に悪影響を与える可能性があります。

(13) 保有有価証券における価格下落のリスクについて

当社は、資産運用上の効率性に着目し、余剰資金の一部を市場で流通している債券（社債）で運用しております。余剰資金の運用にあたっては、安全性の高いものを選択しておりますが、急激な市場金利や為替の変動、発行主体の急激な業績悪化等により、保有する有価証券の市場価額が著しく下落した場合、減損が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。本提出日現在におけるこれらの新株予約権による潜在株式数は100,600株であり、発行済株式総数1,041,000株の9.7%に相当しております。

(15) 資金使途について

当社の公募増資（自己株式の処分）による調達資金の使途については、新製品・サービスの研究開発及び市場販売目的のソフトウェアの制作費用等に充当する予定であります。しかしながら、外部環境等の影響により、目論見通りに事業計画が進展せず、調達資金が上記の予定通りに使用されない可能性があります。また、予定通りに使用された場合でも、想定通りの効果を上げることができず、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

第23期事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

インターネット・イントラネット関連技術は技術革新の進捗が早く、またそれに応じて業界標準及び利用者ニーズが急速に変化するため、新技術・新製品・新サービスが相次いで登場しております。そこで当社は、これらの新技術の習得に積極的に取り組み、顧客の求める質の高い新製品・新サービスを低価格で提供できるように研究開発に取り組んでおります。

当事業年度における研究開発費の総額は、118,400千円となっております。

第24期第2四半期累計期間(自 平成27年2月1日 至 平成27年7月31日)

当第2四半期累計期間における研究開発費の総額は、64,105千円となっております。なお、当第2四半期累計期間における当社の研究開発活動の状況に重要な変動はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績を勘案し合理的に判断しておりますが、実績の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。この財務諸表の作成にあたる重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第23期事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は前事業年度末より51,928千円増加し、1,786,000千円となりました。これは主に現金及び預金が48,479千円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は前事業年度末より320,917千円増加し、890,778千円となりました。これは主に投資有価証券が407,820千円増加した一方で、ソフトウェア仮勘定が104,151千円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は前事業年度末より132,800千円増加し、607,994千円となりました。これは主に未払法人税等が66,715千円、前受収益が30,486千円、その他流動負債(主に未払消費税等の影響)が38,193千円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は前事業年度末より18,505千円増加し、191,584千円となりました。これは長期前受収益が12,165千円、退職給付引当金が6,340千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は前事業年度末より221,539千円増加し、1,877,200千円となりました。これは、繰越利益剰余金が161,991千円、その他有価証券評価差額金が59,548千円増加したことによるものであります。

第24期第2四半期累計期間(自 平成27年2月1日 至 平成27年7月31日)

(流動資産)

当第2四半期会計期間末の流動資産は前事業年度末より138,679千円増加し、1,924,680千円となりました。これは主に現金及び預金が59,625千円、売掛金が49,631千円増加したことに加え、その他流動資産に含まれる前払費用が16,398千円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当第2四半期会計期間末の固定資産は前事業年度末より59,630千円増加し、950,408円となりました。これは主に無形固定資産が32,805千円増加したことに加え、投資その他の資産が19,002千円増加したことによるものであります。

(流動負債)

当第2四半期会計期間末の流動負債は前事業年度末より38,526千円増加し、646,520千円となりました。これは主に前受収益が82,402千円増加した一方で、未払法人税等が26,541千円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当第2四半期会計期間末の固定負債は前事業年度末より13,345千円増加し、204,929千円となりました。これは主にその他固定負債に含まれる長期前受収益が9,603千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当第2四半期会計期間末の純資産は前事業年度末より146,437千円増加し、2,023,637千円となりました。これは利益剰余金が148,534千円増加した一方で、その他有価証券評価差額金が2,096千円減少したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第23期事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

(売上高)

当事業年度における売上高は前事業年度より172,615千円増加し、1,724,851千円(前年同期比11.1%増)となりました。これは主に、当社の中核クラウドサービスであるdesknet'sクラウドのユーザー数が順調に拡大したことによりクラウドサービスの売上高が増加したこと、官公庁向けのライセンス販売が好調であったことにより大規模ユーザー向けライセンスの売上高が増加したことによるものであります。

(売上原価)

当事業年度における売上原価は前事業年度より64,765千円増加し、525,322千円(前年同期比14.1%増)となりました。これは主に、平成26年2月にリリースしたdesknet's NEO V2.0の減価償却費により市場販売目的のソフトウェアの減価償却費が増加したことによるものであります。

この結果、売上総利益は107,850千円増加し、1,199,528千円(前年同期比9.9%増)となりました。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度の販売費及び一般管理費は前事業年度より60,367千円増加し、948,386千円(前年同期比6.8%増)となりました。これは主に、研究開発費が93,512千円増加した一方で、広告宣伝費が39,631千円減少したことによるものであります。

この結果、営業利益は47,482千円増加し、251,142千円(前年同期比23.3%増)となりました。

(営業外損益)

当事業年度における営業外収益は前事業年度より5,888千円増加し、14,332千円(前年同期比69.7%増)となりました。これは主に、余剰資金の運用目的で取得した有価証券の利息が増加したことによるものであります。また、営業外費用は前事業年度より207千円減少し、96千円(前年同期比68.2%減)となりました。これは為替差損の変動によるものであります。

この結果、経常利益は53,578千円増加し、265,378千円(前年同期比25.3%増)となりました。

(特別損益及び当期純損益)

当事業年度における特別利益の発生はなく、一方で特別損失は81千円となりました。これは工具、器具及び備品の除却損によるものであります。また、法人税、住民税及び事業税(法人税等調整額を含む)は92,772千円となりました。

この結果、当期純利益は43,016千円増加し、172,523千円(前年同期比33.2%増)となりました。

第24期第2四半期累計期間(自 平成27年2月1日 至 平成27年7月31日)

(売上高)

当第2四半期累計期間における売上高は943,815千円となりました。これは、主にクラウドサービス利用ユーザ数が堅調に推移していることに加え、プロダクトにおける大規模ユーザー向けのライセンス売上が増加したことによるものであります。

(売上原価)

当第2四半期累計期間における売上原価は197,421千円となりました。これは主にクラウドサービス運営のための原価、人件費及び市場販売目的のソフトウェアの減価償却費によるものであります。

この結果、売上総利益は746,393千円となりました。

(販売費及び一般管理費)

当第2四半期累計期間における販売費及び一般管理費は506,883千円となりました。この主な内容は広告宣伝費139,964千円、役員報酬84,980千円、給料及び手当72,191千円、研究開発費64,105千円であります。

この結果、営業利益は239,510千円となりました。

(営業外損益)

当第2四半期累計期間における営業外収益は19,229千円となりました。これは主に保有する債券の利息9,265千円に加え、保険解約返戻金が7,965千円発生したことによるものであります。また、外貨建取引引う為替差損の発生により営業外費用が27千円発生いたしました。

この結果、経常利益は258,712千円となりました。

(特別損益及び四半期純損益)

当第2四半期累計期間における特別利益は、車両の買い替えに伴う固定資産売却益が907千円、関係会社株式の売却に伴う売却益が873千円発生いたしました。なお、特別損失の発生はありません。

上記及び法人税等が94,907千円となった結果、四半期純利益は165,585千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

第23期事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前事業年度末と比較して55,061千円増加し、1,598,999千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は434,819千円(前事業年度は224,130千円の収入)となりました。これは主に、税引前当期純利益265,296千円、減価償却費143,324千円、前受収益の増加30,486千円、未払消費税等の増加38,109千円、法人税等の支払額71,423千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は369,858千円(前事業年度は74,584千円の収入)となりました。これは主に、有価証券の取得による支出313,723千円及び無形固定資産の取得による支出39,855千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は10,531千円(前事業年度は9,528千円の支出)となりました。これは配当金の支払額10,531千円によるものであります。

第24期第2四半期累計期間(自 平成27年2月1日 至 平成27年7月31日)

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前事業年度末と比較して64,324千円増加し、1,663,324千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は160,412千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益260,492千円、前受収益の増加82,402千円、売上債権の増加49,631千円、法人税等の支払額121,448千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は79,561千円となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出49,977千円及び敷金及び保証金の差入による支出15,218千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は17,051千円となりました。これは配当金の支払額17,051千円によるものであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境の変化や組織体制の整備等、さまざまなリスク要因が当社の成長や経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。そのため、当社は、常に新技術の動向や市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保育成し、顧客ニーズを満たす製品・サービスを提供していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因の低減を図ってまいります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社経営陣は、現在の事業環境並びに入手可能な情報に基づき、迅速かつ最適な経営戦略の立案、施策の実施に努めております。当社が今後も持続的に成長するためには、技術者を中心として事業拡大の原動力となる人材を拡充してくとともに、組織体制を継続的に強化していくことが重要であると認識しております。このため、必要な人材を適時に採用するとともに、採用した人材の教育研修制度の充実、内部管理体制の強化等を進め、更なる企業価値の向上を目指してまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第23期事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

当事業年度において、実施した設備投資等の総額は40,899千円であります。その主な内訳は、販売目的ソフトウェアの開発費として39,855千円であります。

なお、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却はありません。

第24期第2四半期累計期間(自 平成27年2月1日 至 平成27年7月31日)

第2四半期累計期間において、実施した設備投資等の総額は60,053千円であります。その主な内訳は、販売目的ソフトウェアの開発費として44,633千円であります。

2 【主要な設備の状況】

平成27年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (神奈川県横浜 市西区)	本社機能 及びサー バー設備	10,794	463	8,778	26,499	46,535	73 (8)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 本社事業所の建物を賃借しております。年間賃借料は56,467千円であります。
 4. ソフトウェアにはソフトウェア仮勘定を含んでおります。
 5. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(派遣社員、パートタイマー及びアルバイト)は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成27年9月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手予定 年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
大阪営業所 (注) 2	営業所開設	30,000 (注) 1	—	増資資金	平成28年 (注) 3	平成28年 (注) 3	— (注) 4

- (注) 1. 上記の金額は、消費税等を含んでおります。
 2. 名称及び所在地は現在検討中であり、仮称で記載しております。
 3. 着手予定年月、完成予定年月につきましては、平成28年中の着手、平成28年中の完成を予定しておりますが、月は未定であります。
 4. 完成後の増加能力については、測定が困難であるため記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,200,000
計	3,200,000

(注) 平成27年8月17日開催の取締役会決議により、平成27年9月8日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は3,184,000株増加し、3,200,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,041,000	非上場	単元株式数は100株であります。
計	1,041,000	—	—

(注) 平成27年8月17日開催の取締役会決議により、平成27年9月8日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割し、これにより発行済株式総数が1,035,795株増加し、発行済株式総数は1,041,000株となっております。
また、平成27年9月8日をもって、1単元の株式を1株から100株に変更しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

平成19年1月16日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

	最近事業年度末現在 (平成27年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年9月30日)
新株予約権の数(個)	178(注)1	178(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	178(注)1	35,600(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000(注)2	1,000(注)2,4
新株予約権の行使期間	自平成21年1月17日 至平成29年1月16日	自平成21年1月17日 至平成29年1月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 100,000	発行価格 1,000 資本組入額 500 (注)2,4
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡又は新株予約権に担保を設定してはならないものとする。	新株予約権の譲渡又は新株予約権に担保を設定してはならないものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役及び従業員（執行役員を含む）の地位にあることを要するものとする。ただし、定年退職、任期満了による退任、業務上の疾病に起因する退任・退職及び転籍その他正当な理由の存する場合は、取締役会の承認を条件に、地位喪失後6ヶ月間は権利行使をなし得るものとする。

②新株予約権の相続は認めないものとする。

③新株予約権1個を分割して行使することはできないものとする。

④新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り新株予約権を行使できるものとする。

⑤新株予約権の譲渡又は新株予約権に担保設定をしてはならないものとする。

⑥新株予約権者が下記の条件を満たした場合、新株予約権を行使できないものとする。

ア. 禁固以上の刑に処せられた場合

イ. 戒告以上の懲戒処分を2回以上受けた場合

ウ. 当社の書面による事前の同意なく、競業他社の役員、従業員又はコンサルタント等に就いた場合

エ. 当社に対して、当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

オ. 新株予約権者に法令又は社内諸規則等の違反、又は当社に対する背信行為があり、当社が新株予約権の行使を認めない旨通知した場合

4. 平成27年8月17日開催の取締役会決議により、平成27年9月8日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成20年1月28日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

	最近事業年度末現在 (平成27年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年9月30日)
新株予約権の数(個)	245(注)1	245(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	245(注)1	49,000(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	230,000(注)2	1,150(注)2,4
新株予約権の行使期間	自 平成22年1月29日 至 平成30年1月28日	自 平成22年1月29日 至 平成30年1月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 230,000 資本組入額 115,000	発行価格 1,150 資本組入額 575 (注)2,4
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡又は新株予約権に担保を設定してはならないものとする。	新株予約権の譲渡又は新株予約権に担保を設定してはならないものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役及び従業員（執行役員を含む）の地位にあることを要するものとする。ただし、定年退職、任期満了による退任、業務上の疾病に起因する退任・退職及び転籍その他正当な理由の存する場合は、取締役会の承認を条件に、地位喪失後6ヶ月間（ただし、権利行使期間内に限る）は権利行使をなし得るものとする。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- ③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 平成27年8月17日開催の取締役会決議により、平成27年9月8日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成27年9月29日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

	最近事業年度末現在 (平成27年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年9月30日)
新株予約権の数(個)	—	160(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	16,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	1,955(注) 2
新株予約権の行使期間	—	自 平成29年10月1日 至 平成37年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 1,955 資本組入額 978
新株予約権の行使の条件	—	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前付式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
平成29年10月1日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成37年8月31日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使の条件
上記3. に準じて決定する。
 - ⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権の取得事由
現在の発行内容に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年9月8日 (注)1	1,035,795	1,041,000	—	99,050	—	89,050

(注)1. 平成27年8月17日開催の取締役会決議により、平成27年9月8日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割し、これにより発行済株式総数が1,035,795株増加し、発行済株式総数は1,041,000株となっております。

(5) 【所有者別状況】

平成27年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	3	—	—	10	13	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	1,030	—	—	9,380	10,410	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	9.9	—	—	90.1	100	—

(注)1. 自己株式38,000株は、「個人その他」に380単元含めて記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 38,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,003,000	10,030	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,041,000	—	—
総株主の議決権	—	10,030	—

② 【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ネオジャパン	神奈川県横浜市西区みな とみらい二丁目2番1号 横浜ランドマークタワー 10階	38,000	—	38,000	3.7
計	—	38,000	—	38,000	3.7

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は以下のとおりであります。

第1回（平成19年1月16日の取締役会決議）

決議年月日	平成19年1月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社従業員44名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1. 「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。
2. 本書提出日現在、付与対象者は退職により減少し、当社取締役3名、当社従業員30名であります。

第2回（平成20年1月28日の取締役会決議）

決議年月日	平成20年1月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 当社従業員31名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1. 「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。
2. 本書提出日現在、付与対象者は退職により減少し、当社取締役4名、当社従業員23名であります。

第3回（平成27年9月29日の取締役会決議）

決議年月日	平成27年9月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社監査役3名 当社従業員78名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

- (注) 1. 「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。
2. 本書提出日現在、付与対象者は当社取締役3名、当社監査役3名、当社従業員78名であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	190	—	38,000	—

(注) 平成27年8月17日開催の取締役会決議により、平成27年9月8日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割し、これにより自己株式数が37,810株増加し、最近期間の保有自己株式数は38,000株となっております。

3 【配当政策】

当社は、長期にわたる安定的な経営基盤の確保や将来の事業拡大のために必要な内部留保の充実を図りつつ、配当の安定性・継続性を考慮の上、経営成績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。具体的には配当性向10%以上を目標とし、今後の事業環境を勘案しつつ決定いたします。

当社は、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、配当の決定機関は株主総会であります。なお、当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が第23期事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成27年4月28日 定時株主総会	17,051	3,400

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	齋藤 晶議 (戸籍名： 齋藤 章浩)	昭和36年12月16日	昭和55年4月 平成2年8月 平成4年2月 平成18年11月 平成26年4月	日本電信電話公社(現 日本電信電 話株式会社)入社 株式会社ビジネスインフォア入社 当社設立 代表取締役社長(現任) 株式会社プロシードゥス 代表取締 役(現任) 経営企画室長	(注) 3	510,000
専務取締役	管理部部長	大坪 慶徳 (戸籍名： 大坪 克也)	昭和36年11月7日	昭和63年4月 平成2年8月 平成4年2月 平成27年7月	福岡ビデオシステム株式会社入社 株式会社ビジネスインフォア入社 当社設立 専務取締役 管理部部長 (現任) 経営企画室長	(注) 3	240,000
取締役	プロダクト 事業本部長 兼ソリューション 営業 部部長	大神田 守	昭和31年10月8日	昭和55年7月 平成17年2月 平成17年7月 平成21年2月	東芝エンジニアリング株式会社(現 東芝ソリューション株式会社)入社 当社入社 プロダクト事業本部長 (現任) 当社取締役(現任) ソリューション営業部部長(現任)	(注) 3	10,000
取締役	マーケティ ング統括部 部長	小沼 尚夫 (戸籍名： 小沼 久夫)	昭和38年8月23日	昭和62年4月 平成9年4月 平成15年12月 平成17年7月	アドホロニック株式会社入社 横浜システム制御株式会社入社 当社取締役(現任) マーケティング統括部部長(現任)	(注) 3	10,000
取締役	—	尾崎 博史	昭和47年11月3日	平成8年4月 平成10年5月 平成17年4月 平成17年4月 平成27年7月	DDI pocket株式会社(現ソフトバン クモバイル株式会社)入社 尾崎会計事務所入所 税理士登録 尾崎博史税理士事務所設立 所長 (現任) 当社取締役(現任)	(注) 3	—
常勤監査役	—	松尾 勤	昭和23年11月23日	昭和46年4月 平成11年11月 平成17年5月 平成20年2月 平成21年2月 平成26年4月	株式会社三菱銀行(現 株式会社三 菱東京UFJ銀行)入行 ダイヤモンドキャピタル株式会社 常務取締役 株式会社フジソク代表取締役社長 大三製鋼株式会社 取締役 同社常務取締役 当社監査役(現任)	(注) 4	—
監査役	—	藤井 正夫	昭和23年6月12日	昭和56年10月 昭和59年4月 平成5年9月 平成15年3月 平成18年4月 平成22年6月 平成25年6月	司法試験合格 弁護士登録(第一東京弁護士会)岩 田合同法律事務所入所 同法律事務所パートナー(現任) 奥多摩工業株式会社監査役(現任) 当社監査役(現任) 株式会社みちのく銀行取締役 極東鋼弦コンクリート振興株式会社 監査役(現任)	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	岩崎 俊男	昭和21年7月9日	昭和45年5月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成11年2月 ダイヤモンドキャピタル株式会社（現三菱UFJキャピタル株式会社）専務取締役 平成14年12月 株式会社セルフリーサイエンス取締役（現任） 平成18年6月 株式会社アールテックウエノ取締役 平成19年4月 株式会社e コンセルボ監査役 平成19年4月 当社顧問就任 平成19年6月 アニコムホールディングス株式会社取締役 平成22年9月 アーキタイプ株式会社 社外取締役（現任） 平成23年6月 株式会社レクメド 監査役（現任） 平成23年6月 株式会社箱根カントリークラブ取締役（現任） 平成27年4月 当社監査役（現任）	(注) 4	—
計						770,000

- (注) 1. 取締役尾崎博史は、社外取締役であります。
2. 監査役松尾勤、藤井正夫、岩崎俊男は、社外監査役であります。
3. 取締役齋藤晶議（戸籍名：齋藤章浩）、大坪慶穰（戸籍名：大坪克也）、大神田守、小沼尚夫（戸籍名：小沼久夫）、尾崎博史の任期は、就任の時から平成29年1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役松尾勤、藤井正夫、岩崎俊男の任期は、就任の時から平成31年1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、「リアルなITコミュニケーションで豊かな社会形成に貢献する」ことを経営理念とし、一部の先進企業だけでなく、すべての企業にすぐれたITのメリットを提供することを目指しております。

この経営理念のもと、株主、取引先、従業員等のステークホルダーの期待と信頼にこたえ企業価値を向上させるためには、コーポレート・ガバナンスの構築が必要不可欠であり、経営の健全性・効率性及び透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めております。

① 企業統治の体制

当社は監査役会制度を採用しており、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会を設置しております。

a. 取締役会

取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成され、経営方針等の経営に関する重要事項並びに法令で定められた事項を決定するとともに業務執行状況の監督を行っております。取締役会は、原則として月1回定期的に開催するとともに、必要に応じて随時開催し、経営意思決定の迅速化を図っております。

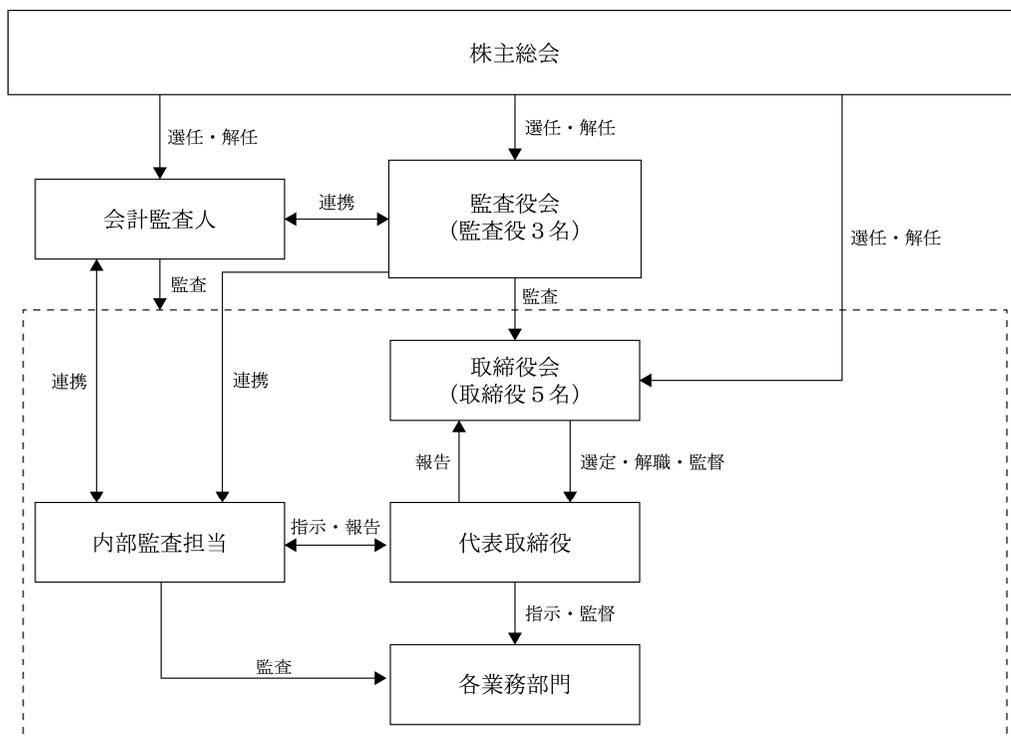
b. 監査役会

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、そのうち1名は常勤監査役であります。監査役会は原則として月1回開催し、監査状況の確認及び協議を行うほか内部監査担当者や会計監査人とも連携し、随時監査についての報告を求めています。監査役は、取締役会に出席し、取締役の意見聴取や資料の閲覧等を通じて業務監査、会計監査を実施しております。また、常勤監査役においては、取締役会以外の重要な会議にも出席し、取締役の業務執行状況を十分に監査できる体制となっております。

c. 内部監査担当

当社は、独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査担当者2名が自己の属する部門を除く当社全体をカバーするように法令の遵守状況及び業務活動の効率性などについて、内部監査を実施し、代表取締役に監査結果を報告するとともに被監査部門に対して業務改善に向け具体的に助言・勧告を行っております。また、内部監査担当者は、監査役、会計監査人と連携し、三様監査を実施しております。

なお、これらの模式図は次のとおりです。



② 企業統治の体制を採用する理由

当社は取締役 5 名（うち社外取締役 1 名）による迅速な意思決定と取締役会の活性化を図るとともに、3 名全員が社外監査役である監査役による業務執行の客観的・中立的な監査のもと経営の公正性と透明性を維持しており、効率的な経営システムと経営監視機能が十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定め、業務の有効性及び適正性を確保する体制を構築しております。具体的には、取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制や損失の危険の管理に関する規程その他の体制等になります。

また、当方針で定めた内容を実現するために整備された諸規程を必要に応じて見直すとともに、内部監査により所定の内部統制が有効に機能しているかを定期的に検証し、継続的にその改善・強化に努めております。

④ 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するための体制といたしましては、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守及び資産の保全状況等を管理しております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、法令はもとより、社内規程、企業倫理、社会規範を遵守尊重することを基本とし、コンプライアンス規程を制定することにより運用を行っております。また、監査役監査、内部監査により社内規程の遵守状況を確認し、発見された潜在的な問題に対しては社内体制の整備・強化を図っております。

この他、常勤取締役を統括責任者とする社内規程に基づくコンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会をリスクコンプライアンス委員会として設置し、法令遵守意識を取締役及び使用人に浸透させるため、定期的に教育研修を実施するとともに、使用人が察知した法令違反行為について、コンプライアンス統括責任者・監査役、外部の弁護士等に直接通報可能な内部通報制度を導入し、法令遵守を実効性あるものとしております。

⑥ 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、独立した内部監査部門を設けておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査担当者2名が自己の属する部門を除く当社全体をカバーするように内部監査を実施しております。内部監査担当者は、当社の業務部門の監査を、内部監査規程及び年度計画に基づいて行い、会社の業務運営が法令、社内規程、経営方針等に従って、適切かつ有効に執行されているかを監査しております。そして、監査の結果報告を代表取締役・監査役等に行うとともに、各部門へ業務改善案等の助言も行っております。

監査役監査につきましては、監査役監査計画に定められた内容に基づき監査を行うと共に、取締役会その他の重要な会議へ出席し、経営の監視機能強化を図るとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、取締役の職務執行及び意思決定についての適正性を監査しております。

また、監査役は定期的に内部監査担当者及び会計監査人と協議、意見交換を行い、連携を行う体制になっております。

⑦ 会計監査の状況

当社は、監査契約を有限責任 あずさ監査法人と締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行役員と当社との間には、特別な利害関係はありません。なお、会計監査業務を執行した公認会計士は、山本哲也、貝塚真聡の2名であります。当社の監査業務に係る補助者は公認会計士8名、その他7名であります。

⑧ 社外取締役及び社外監査役

提出日現在、当社は社外取締役を1名、社外監査役3名を選任しております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化充実を経営上の重要な課題の一つとして位置づけており、経営の健全性及び透明性を向上させることを目的として、社外取締役及び社外監査役が中立的な立場から有益に監督及び監査を行える体制を整備し、経営監視機能の強化に努めております。社外取締役及び社外監査役は、さまざまな業界での豊富な経験、専門性の高い知識など幅広い知見と経験を持ち、当社の取締役会に参加し、業務執行に関する意思決定について協議し、監督又は監査を行っております。

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。なお、当社と社外取締役、社外監査役との間に、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

⑨ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	160,860	160,860	—	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	400	400	—	—	—	1
社外取締役	—	—	—	—	—	—
社外監査役	4,500	4,500	—	—	—	2

(注)上記の他、平成26年2月21日の取締役会決議に基づき、平成26年2月11日に逝去により退任した監査役1名に対し、弔慰金3,000千円を贈呈しております。

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額に関する方針は定めておりませんが、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の決議により決定しております。

⑩ 株式の保有状況等

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

1 銘柄 3,836千円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑪ 取締役の員数

当社の取締役は8名以内とする旨定款に定めております。

⑫ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

⑬ 取締役の選任決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑭ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議要件を緩和することにより、円滑な株主総会の運営を行うことを目的とするものであります。

⑮ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

イ. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項に定める中間配当の事項について、取締役会の決議によって、毎年7月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ロ. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項に基づき、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ハ. 取締役及び監査役の実任免除

当社では、会社法第426条第1項に基づき、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
5,000	4,500	6,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容は、「財務調査業務」であります。

最近事業年度

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は、特に定めておりませんが、監査法人より提示された監査計画、監査内容、監査日数等について、当社の規模・業界の特性等を勘案して、双方協議の上で決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成25年2月1日から平成26年1月31日まで)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第3項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、前事業年度(平成25年2月1日から平成26年1月31日まで)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年3月26日内閣府令第19号)附則第2条第1項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成25年2月1日から平成26年1月31日まで)及び当事業年度(平成26年2月1日から平成27年1月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成27年5月1日から平成27年7月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成27年2月1日から平成27年7月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成していません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合を示すと次のとおりであります。

- | | |
|-----------|-------|
| ① 資産基準 | 0.2 % |
| ② 売上高基準 | 0.1 % |
| ③ 利益基準 | 0.5 % |
| ④ 利益剰余金基準 | 0.1 % |

※会社間項目の消去後の数値により算出しております。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため管理部門は各種セミナーへ参加し、社内において関連各部署への意見発信及び情報交換、普及等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年1月31日)	当事業年度 (平成27年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,542,955	1,591,434
売掛金	122,381	115,836
有価証券	983	7,565
仕掛品	9,789	4,274
貯蔵品	6,830	4,697
前渡金	742	815
前払費用	22,538	28,581
繰延税金資産	15,173	21,051
その他	12,872	12,024
貸倒引当金	△194	△280
流動資産合計	1,734,072	1,786,000
固定資産		
有形固定資産		
建物	37,448	37,448
減価償却累計額	△25,433	△26,653
建物(純額)	12,014	10,794
車両運搬具	11,497	11,497
減価償却累計額	△10,702	△11,034
車両運搬具(純額)	795	463
工具、器具及び備品	211,340	209,610
減価償却累計額	△192,163	△200,831
工具、器具及び備品(純額)	19,176	8,778
有形固定資産合計	31,985	20,036
無形固定資産		
商標権	192	68
ソフトウェア	5,355	19,074
ソフトウェア仮勘定	111,577	7,425
その他	677	677
無形固定資産合計	117,803	27,246
投資その他の資産		
投資有価証券	261,713	669,533
関係会社株式	1,500	1,500
破産更生債権等	102	596
長期前払費用	9,201	6,240
繰延税金資産	50,376	55,633
敷金及び保証金	51,276	—
保険積立金	45,966	—
その他	37	110,477
貸倒引当金	△102	△485
投資その他の資産合計	420,071	843,495
固定資産合計	569,860	890,778
資産合計	2,303,933	2,676,779

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年1月31日)	当事業年度 (平成27年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	13,433	9,322
未払金	90,002	83,030
未払費用	12,437	14,285
未払法人税等	53,832	120,547
前受金	1,632	6,034
預り金	12,690	14,756
前受収益	266,375	296,861
賞与引当金	12,877	13,047
その他	11,913	50,106
流動負債合計	475,193	607,994
固定負債		
退職給付引当金	82,578	88,918
長期前受収益	90,500	102,665
固定負債合計	173,079	191,584
負債合計	648,273	799,579
純資産の部		
株主資本		
資本金	99,050	99,050
資本剰余金		
資本準備金	89,050	89,050
資本剰余金合計	89,050	89,050
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,539,896	1,701,888
その他利益剰余金合計	1,539,896	1,701,888
利益剰余金合計	1,539,896	1,701,888
自己株式	△55,100	△55,100
株主資本合計	1,672,896	1,834,888
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△17,236	42,311
評価・換算差額等合計	△17,236	42,311
純資産合計	1,655,660	1,877,200
負債純資産合計	2,303,933	2,676,779

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成27年7月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,651,060
売掛金	165,468
有価証券	12,264
仕掛品	6,894
貯蔵品	6,125
その他	83,455
貸倒引当金	△587
流動資産合計	1,924,680
固定資産	
有形固定資産	27,858
無形固定資産	60,051
投資その他の資産	
投資有価証券	664,653
その他	198,333
貸倒引当金	△489
投資その他の資産合計	862,497
固定資産合計	950,408
資産合計	2,875,088

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成27年7月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	8,465
未払法人税等	94,006
前受収益	379,263
賞与引当金	19,953
その他	144,831
流動負債合計	646,520
固定負債	
退職給付引当金	92,660
その他	112,269
固定負債合計	204,929
負債合計	851,450
純資産の部	
株主資本	
資本金	99,050
資本剰余金	89,050
利益剰余金	1,850,422
自己株式	△55,100
株主資本合計	1,983,422
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	40,215
評価・換算差額等合計	40,215
純資産合計	2,023,637
負債純資産合計	2,875,088

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年 2月 1日 至 平成26年 1月31日)	当事業年度 (自 平成26年 2月 1日 至 平成27年 1月31日)
売上高	1,552,235	1,724,851
売上原価	460,556	525,322
売上総利益	1,091,678	1,199,528
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	292,244	252,613
貸倒引当金繰入額	0	548
役員報酬	169,197	165,760
給料及び手当	136,583	143,649
賞与引当金繰入額	5,979	5,939
退職給付費用	3,779	2,715
減価償却費	2,664	2,370
研究開発費	※1 24,887	※1 118,400
業務委託費	53,767	—
その他	198,914	256,388
販売費及び一般管理費合計	888,019	948,386
営業利益	203,659	251,142
営業外収益		
受取利息	531	395
有価証券利息	5,878	11,931
その他	2,034	2,005
営業外収益合計	8,444	14,332
営業外費用		
為替差損	303	96
営業外費用合計	303	96
経常利益	211,800	265,378
特別損失		
固定資産除却損	—	※2 81
特別損失合計	—	81
税引前当期純利益	211,800	265,296
法人税、住民税及び事業税	86,884	138,138
法人税等調整額	△4,591	△45,366
法人税等合計	82,293	92,772
当期純利益	129,506	172,523

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年 2月 1日 至 平成26年 1月31日)		当事業年度 (自 平成26年 2月 1日 至 平成27年 1月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費		748	0.1	1,283	0.2
II 労務費		266,451	44.1	276,662	40.7
III 経費	※1	336,472	55.8	402,402	59.1
当期総製造費用		603,672	100.0	680,348	100.0
仕掛品期首たな卸高		713		9,789	
合計		604,386		690,137	
仕掛品期末たな卸高		9,789		4,274	
他勘定振替高	※2	140,874		177,960	
当期製品製造原価		453,721		507,902	
当期商品仕入高		6,834		17,419	
売上原価		460,556		525,322	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
減価償却費	51,266	141,254
賃借料	114,742	95,995
業務委託費	66,697	57,248
ライセンス料	41,057	44,240

※2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
研究開発費	23,577	138,105
ソフトウェア仮勘定	117,297	39,855
計	140,874	177,960

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成27年2月1日 至 平成27年7月31日)
売上高	943,815
売上原価	197,421
売上総利益	746,393
販売費及び一般管理費	※1 506,883
営業利益	239,510
営業外収益	
受取利息	165
有価証券利息	9,265
保険解約返戻金	7,965
その他	1,834
営業外収益合計	19,229
営業外費用	
為替差損	27
営業外費用合計	27
経常利益	258,712
特別利益	
固定資産売却益	907
関係会社株式売却益	873
特別利益合計	1,780
税引前四半期純利益	260,492
法人税等	94,907
四半期純利益	165,585

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	99,050	89,050	1,419,918		△55,100	1,552,918
当期変動額						
剰余金の配当			△9,528			△9,528
当期純利益			129,506			129,506
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	119,978		—	119,978
当期末残高	99,050	89,050	1,539,896		△55,100	1,672,896

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△18,736	△18,736	1,534,181
当期変動額			
剰余金の配当			△9,528
当期純利益			129,506
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,500	1,500	1,500
当期変動額合計	1,500	1,500	121,478
当期末残高	△17,236	△17,236	1,655,660

当事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	99,050	89,050	1,539,896		△55,100	1,672,896
当期変動額						
剰余金の配当			△10,531			△10,531
当期純利益			172,523			172,523
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	161,991		—	161,991
当期末残高	99,050	89,050	1,701,888		△55,100	1,834,888

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△17,236	△17,236	1,655,660
当期変動額			
剰余金の配当			△10,531
当期純利益			172,523
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	59,548	59,548	59,548
当期変動額合計	59,548	59,548	221,539
当期末残高	42,311	42,311	1,877,200

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年 2月 1日 至 平成26年 1月31日)	当事業年度 (自 平成26年 2月 1日 至 平成27年 1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	211,800	265,296
減価償却費	53,931	143,324
固定資産除売却損益 (△は益)	—	81
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△298	469
賞与引当金の増減額 (△は減少)	589	170
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	7,800	6,340
受取利息及び受取配当金	△6,409	△12,327
売上債権の増減額 (△は増加)	△32,358	6,544
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△11,627	7,648
前渡金の増減額 (△は増加)	△699	△73
前払費用の増減額 (△は増加)	244	△6,043
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,389	△4,111
未払金の増減額 (△は減少)	12,822	△4,793
未払費用の増減額 (△は減少)	5,166	1,848
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△117	38,109
預り金の増減額 (△は減少)	4,403	2,066
前受金の増減額 (△は減少)	△759	4,402
前受収益の増減額 (△は減少)	63,209	30,486
長期前受収益の増減額 (△は減少)	△16,676	12,165
その他	△1,628	5,286
小計	291,780	496,894
利息及び配当金の受取額	5,605	9,348
法人税等の支払額	△73,255	△71,423
営業活動によるキャッシュ・フロー	224,130	434,819
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,391	△3,139
無形固定資産の取得による支出	△117,836	△39,855
投資有価証券の取得による支出	△93,208	△313,723
定期預金の預入による支出	△300,000	—
定期預金の払戻による収入	600,000	—
敷金・保証金の返還による収入	—	480
保険積立金の積立による支出	△12,421	△14,202
保険積立金の払戻による収入	442	583
投資活動によるキャッシュ・フロー	74,584	△369,858
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△9,528	△10,531
財務活動によるキャッシュ・フロー	△9,528	△10,531
現金及び現金同等物に係る換算差額	50	630
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	289,236	55,061
現金及び現金同等物の期首残高	1,254,702	1,543,938
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,543,938	※1 1,598,999

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成27年2月1日 至 平成27年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	260,492
減価償却費	22,696
固定資産売却損益 (△は益)	△907
関係会社株式売却損益 (△は益)	△873
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	311
賞与引当金の増減額 (△は減少)	6,905
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	3,741
受取利息及び受取配当金	△9,430
保険解約返戻金	△7,965
売上債権の増減額 (△は増加)	△49,631
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△4,047
前渡金の増減額 (△は増加)	375
前払費用の増減額 (△は増加)	△16,398
仕入債務の増減額 (△は減少)	△857
未払金の増減額 (△は減少)	10,532
未払費用の増減額 (△は減少)	△1,779
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△32,545
預り金の増減額 (△は減少)	△1,435
前受金の増減額 (△は減少)	△1,425
前受収益の増減額 (△は減少)	82,402
長期前受収益の増減額 (△は減少)	9,603
その他	△4,682
小計	265,082
利息及び配当金の受取額	8,837
法人税等の支払額	△121,448
保険解約返戻金の受取額	7,941
営業活動によるキャッシュ・フロー	160,412
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△10,076
有形固定資産の売却による収入	907
無形固定資産の取得による支出	△49,977
長期前払費用の取得による支出	△1,000
関係会社株式の売却による収入	2,373
敷金及び保証金の差入による支出	△15,218
保険積立金の積立による支出	△6,725
保険積立金の払戻による収入	156
投資活動によるキャッシュ・フロー	△79,561
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△17,051
財務活動によるキャッシュ・フロー	△17,051
現金及び現金同等物に係る換算差額	524
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	64,324
現金及び現金同等物の期首残高	1,598,999
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 1,663,324

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～50年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

① 市場販売目的ソフトウェア

見込販売期間(12ヶ月)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売可能期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

② 自社利用ソフトウェア

見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5 収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については、工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の請負契約及び重要性が低い請負契約については工事完成基準を適用しております。

6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

当事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～50年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

① 市場販売目的ソフトウェア

見込販売期間(12ヶ月)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売可能期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

② 自社利用ソフトウェア

見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5 収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については、工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の請負契約及び重要性が低い請負契約については工事完成基準を適用しております。

6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)

(有形固定資産の減価償却の方法)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成25年2月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

当事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項により、平成27年1月期における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(損益計算書関係)

平成26年2月1日に開始する事業年度(翌事業年度)より、「営業外収益」の「受取事務手数料」及び「受取保険金」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「受取事務手数料」1,253千円、「受取保険金」636千円、「その他」145千円は、「その他」2,034千円として組み替えております。

当事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

(貸借対照表関係)

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成26年3月26日内閣府令第19号)の施行に伴い、表示方法の変更を行っております。なお、同附則第2条第1項より、前事業年度の財務諸表の組替えを行っておりません。

前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「敷金及び保証金」(当事業年度末残高50,796千円)及び「保険積立金」(当事業年度末残高59,643千円)は、資産の総額の100分の5以下となったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

なお、当該変更は、財務諸表等規則第33条に基づくものであります。

(損益計算書関係)

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成26年3月26日内閣府令第19号)の施行に伴い、表示方法の変更を行っております。なお、同附則第2条第1項より、前事業年度の財務諸表の組換えを行っておりません。

前事業年度において、独立掲記しておりました「販売費及び一般管理費」の「業務委託費」(当事業年度残高51,289千円)は、販売費及び一般管理費の合計額の100分の10以下となったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

なお、当該変更は、財務諸表等規則第85条に基づくものであります。

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取事務手数料」及び「受取保険金」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「受取事務手数料」1,253千円、「受取保険金」636千円、「その他」145千円は、「その他」2,034千円として組み替えております。

(損益計算書関係)

※1 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)	当事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)
一般管理費	24,887千円	118,400千円

※2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)	当事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)
工具、器具及び備品	一千円	81千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	5,205	—	—	5,205

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	190	—	—	190

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年4月24日 定時株主総会	普通株式	9,528	1,900	平成25年1月31日	平成25年4月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年4月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,531	2,100	平成26年1月31日	平成26年4月25日

当事業年度（自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	5,205	—	—	5,205

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	190	—	—	190

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年4月25日 定時株主総会	普通株式	10,531	2,100	平成26年1月31日	平成26年4月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年4月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	17,051	3,400	平成27年1月31日	平成27年4月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)	当事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)
現金及び預金	1,542,955千円	1,591,434千円
有価証券	983 〃	7,565 〃
現金及び現金同等物	1,543,938千円	1,598,999千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資を含む必要資金について、営業活動による自己資金及び随時の銀行借入等により調達することとしております。また、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用することとしており、投機的なデリバティブは一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
有価証券は外貨建MMFであり安全性と流動性の高い金融商品であります。為替変動のリスクに晒されております。投資有価証券は、主に市場価格を有する社債で、市場価格の変動リスク及び為替変動のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、預り金は、短期的に決済されるものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当該リスクに関しては、取引先ごとに与信管理を徹底し、回収期日や残高を定期的に管理することで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（市場価格の変動リスク）の管理

当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することで減損懸念の早期把握や軽減を図っております。また、外貨建社債の為替リスクにつきましては、定期的に為替変動による影響額をモニタリングしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち18%が大口顧客1社に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,542,955	1,542,955	—
(2) 売掛金	122,381		
貸倒引当金(※)	△194		
	122,187	122,187	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	258,860	258,860	—
(4) 破産更生債権等	102		
貸倒引当金(※)	△102		
	—	—	—
資産計	1,924,002	1,924,002	—
(1) 買掛金	13,433	13,433	—
(2) 未払金	90,002	90,002	—
(3) 未払法人税等	53,832	53,832	—
(4) 預り金	12,690	12,690	—
負債計	169,958	169,958	—

(※) 売掛金及び破産更生債権等に対応して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。ただし、MMFは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 破産更生債権等

回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	3,836
関係会社株式(*1)	1,500
敷金及び保証金(*2)	51,276

(*1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(*2) 貸借期間の延長可能な契約に係る敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	300,000	—	—	—
売掛金	122,381	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの(社債)	—	—	202,860	100,000
合計	422,381	—	202,860	100,000

当事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資を含む必要資金について、営業活動による自己資金及び随時の銀行借入等により調達することとしております。また、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用することとしており、投機的なデリバティブは一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
有価証券は外貨建MMFであり安全性と流動性の高い金融商品であります。為替変動のリスクに晒されております。投資有価証券は、主に市場価格を有する社債で、市場価格の変動リスク及び為替変動のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、預り金は、短期的に決済されるものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当該リスクに関しては、取引先ごとに与信管理を徹底し、回収期日や残高を定期的に管理することで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（市場価格の変動リスク）の管理

当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することで減損懸念の早期把握や軽減を図っております。また、外貨建社債の為替リスクにつきましては、定期的に為替変動による影響額をモニタリングしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち22%が大口顧客1社に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,591,434	1,591,434	—
(2) 売掛金	115,836		
貸倒引当金(※)	△280		
	115,556	115,556	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	673,261	673,261	—
(4) 破産更生債権等	596		
貸倒引当金(※)	△485		
	110	110	—
資産計	2,380,363	2,380,363	—
(1) 買掛金	9,322	9,322	—
(2) 未払金	83,030	83,030	—
(3) 未払法人税等	120,547	120,547	—
(4) 預り金	14,756	14,756	—
負債計	227,657	227,657	—

(※) 売掛金及び破産更生債権等に対応して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。ただし、MMFは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 破産更生債権等

回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	3,836
関係会社株式	1,500

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	300,000	—	—	—
売掛金	115,836	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの(社債)	—	—	446,500	218,250
合計	415,836	—	446,500	218,250

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)

1 子会社株式

子会社株式(貸借対照表価額 1,500千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2 その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	94,037	93,552	484
その他	983	933	50
小計	95,021	94,486	535
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	3,836	3,836	—
債券	163,839	191,520	△27,681
その他	—	—	—
小計	167,675	195,356	△27,681
合計	262,696	289,842	△27,145

当事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

1 子会社株式

子会社株式(貸借対照表価額 1,500千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2 その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	573,108	505,744	67,364
その他	7,565	6,883	681
小計	580,673	512,628	68,045
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	3,836	3,836	—
債券	92,588	94,000	△1,412
その他	—	—	—
小計	96,424	97,836	△1,412
合計	677,098	610,464	66,633

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

イ 退職給付債務	82,578千円
ロ 退職給付引当金	82,578千円

(注) 当社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

イ 勤務費用	9,628千円
ロ 退職給付費用	9,628千円

(注) 当社は、退職給付費用の算定にあたり簡便法を採用しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

簡便法を採用しておりますので、基礎率等については記載しておりません。

当事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	82,578千円
退職給付費用	7,582 〃
退職給付の支払額	△1,242 〃
退職給付引当金の期末残高	88,918 〃

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

非積立型制度の退職給付債務	88,918千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	88,918 〃

退職給付引当金	88,918 〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	88,918 〃

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	7,582千円
----------------	---------

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社の従業員 44名	当社取締役 5名 当社の従業員 31名
株式の種類及び付与数(株) (注) 1, 2	普通株式 42,000株	普通株式 53,200株
付与日	平成19年1月26日	平成20年1月30日
権利確定条件	(注) 3	(注) 4
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成21年1月17日 至 平成29年1月16日	自 平成22年1月29日 至 平成30年1月28日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成27年9月8日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 権利確定条件は次のとおりであります。

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役及び従業員(執行役員を含む)の地位にあることを要するものとする。ただし、定年退職、任期満了による退任、業務上の疾病に起因する退任・退職及び転籍その他正当な理由の存する場合は、取締役会の承認を条件に、地位喪失後6ヶ月間は権利行使をなし得るものとする。

②新株予約権の相続は認めないものとする。

③新株予約権1個を分割して行使することはできないものとする。

④新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り新株予約権を行使できるものとする。

⑤新株予約権の譲渡又は新株予約権に担保設定をしてはならないものとする。

⑥新株予約権者が下記の条件を満たした場合、新株予約権を行使できないものとする。

ア. 禁固以上の刑に処せられた場合

イ. 戒告以上の懲戒処分を2回以上受けた場合

ウ. 当社の書面による事前の同意なく、競業他社の役員、従業員又はコンサルタント等に就いた場合

エ. 当社に対して、当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

オ. 新株予約権者に法令又は社内諸規則等の違反、又は当社に対する背信行為があり、当社が新株予約権の行使を認めない旨通知した場合

4. 権利確定条件は次のとおりであります。

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役及び従業員(執行役員を含む)の地位にあることを要するものとする。ただし、定年退職、任期満了による退任、業務上の疾病に起因する退任・退職及び転籍その他正当な理由の存する場合は、取締役会の承認を条件に、地位喪失後6ヶ月間(ただし、権利行使期間内に限る)は権利行使をなし得るものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	36,600	51,600
付与	—	—
失効	800	600
未確定残	35,800	51,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 平成27年9月8日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,000	1,150
行使時平均株価 (円)	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—

(注) 平成27年9月8日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、権利行使価格は、株式分割考慮後の権利行使価格により記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値合計

① 当事業年度末における本源的価値の合計額

48,831千円

② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社の従業員 44名	当社取締役 5名 当社の従業員 31名
株式の種類及び付与数(株) (注) 1, 2	普通株式 42,000株	普通株式 53,200株
付与日	平成19年1月26日	平成20年1月30日
権利確定条件	(注) 3	(注) 4
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成21年1月17日 至 平成29年1月16日	自 平成22年1月29日 至 平成30年1月28日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成27年9月8日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 権利確定条件は次のとおりであります。

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役及び従業員（執行役員を含む）の地位にあることを要するものとする。ただし、定年退職、任期満了による退任、業務上の疾病に起因する退任・退職及び転籍その他正当な理由の存する場合は、取締役会の承認を条件に、地位喪失後6ヶ月間は権利行使をなし得るものとする。

②新株予約権の相続は認めないものとする。

③新株予約権1個を分割して行使することはできないものとする。

④新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り新株予約権を行使できるものとする。

⑤新株予約権の譲渡又は新株予約権に担保設定をしてはならないものとする。

⑥新株予約権者が下記の条件を満たした場合、新株予約権を行使できないものとする。

ア. 禁固以上の刑に処せられた場合

イ. 戒告以上の懲戒処分を2回以上受けた場合

ウ. 当社の書面による事前の同意なく、競業他社の役員、従業員又はコンサルタント等に就いた場合

エ. 当社に対して、当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

オ. 新株予約権者に法令又は社内諸規則等の違反、又は当社に対する背信行為があり、当社が新株予約権の行使を認めない旨通知した場合

4. 権利確定条件は次のとおりであります。

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役及び従業員（執行役員を含む）の地位にあることを要するものとする。ただし、定年退職、任期満了による退任、業務上の疾病に起因する退任・退職及び転籍その他正当な理由の存する場合は、取締役会の承認を条件に、地位喪失後6ヶ月間（ただし、権利行使期間内に限る）は権利行使をなし得るものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	35,800	51,000
付与	—	—
失効	200	2,000
未確定残	35,600	49,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 平成27年9月8日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,000	1,150
行使時平均株価 (円)	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—

(注) 平成27年9月8日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、権利行使価格は、株式分割考慮後の権利行使価格により記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値合計

① 当事業年度末における本源的価値の合計額

66,386千円

② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度(平成26年1月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	5,253千円
賞与引当金	5,053 "
未払費用	4,880 "
退職給付引当金	30,149 "
減価償却超過額	10,297 "
投資有価証券評価損	5,901 "
関係会社株式評価損	12,595 "
その他有価証券評価差額金	9,909 "
その他	6 "
繰延税金資産小計	84,047千円
評価性引当額	△18,497 "
繰延税金資産合計	65,550千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(平成27年1月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	10,517千円
賞与引当金	4,763〃
未払費用	5,215〃
退職給付引当金	32,464〃
減価償却超過額	34,653〃
投資有価証券評価損	5,901〃
関係会社株式評価損	12,595〃
その他	796〃
繰延税金資産小計	106,908千円
評価性引当額	△5,901〃
繰延税金資産合計	101,006千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△24,321千円
繰延税金負債合計	△24,321〃
繰延税金資産純額	76,684千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	39.2%
(調整)	
法人税等の税額控除	△0.8%
復興特別法人税分の税率差異	1.1%
評価性引当額の変動	△4.7%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.0%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の39.2%から36.5%になります。

この税率変更による影響額は軽微であります。

4. 決算日後の法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更されることになりました。これに伴い、平成28年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は36.5%から34.8%に変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が3,618千円減少し、その他有価証券評価差額金が1,139千円、法人税等調整額が4,758千円増加することになります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)

当社は、ソフトウェア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

当社は、ソフトウェア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	クラウドサービス	プロダクト	技術開発	合計
外部顧客への売上高	724,247	797,397	30,589	1,552,235

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ダイワボウ情報システム(株)	182,152	ソフトウェア事業

当事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	クラウドサービス	プロダクト	技術開発	合計
外部顧客への売上高	814,972	881,465	28,413	1,724,851

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ダイワボウ情報システム(株)	228,308	ソフトウェア事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)	当事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)
1株当たり純資産額	1,650円71銭	1,871円59銭
1株当たり当期純利益金額	129円12銭	172円01銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、平成27年9月8日付けで普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)	当事業年度 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	129,506	172,523
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	129,506	172,523
普通株式の期中平均株式数(株)	1,003,000	1,003,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権方式によるストック・オプション (新株予約権434個)	新株予約権方式によるストック・オプション (新株予約権423個)

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成26年1月31日)	当事業年度 (平成27年1月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,655,660	1,877,200
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,655,660	1,877,200
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,003,000	1,003,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日)

(株式分割)

当社は、平成27年8月17日開催の取締役会決議に基づき、平成27年9月8日付をもって株式分割を実施いたしました。

1. 株式分割の目的

当社株式上場後の流動性を高めることにより、投資家の皆様にとってより投資しやすい環境を整えることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成27年9月7日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式1株につき200株の割合で分割いたしました。

(2) 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	5,205株
今回の分割により増加した株式数	1,035,795株
株式分割後の発行済株式総数	1,041,000株
株式分割後の発行可能株式総数	3,200,000株

(3) 分割の効力発生日

平成27年9月8日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は、平成27年9月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。その内容につきましては「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (7) ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用については、当第2四半期累計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じることにより算定しております。

(四半期損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成27年2月1日 至 平成27年7月31日)
広告宣伝費	139,964千円
役員報酬	84,980 "
給料及び手当	72,191 "
賞与引当金繰入額	8,917 "
退職給付費用	1,854 "
貸倒引当金繰入額	311 "
減価償却費	1,265 "
研究開発費	64,105 "

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成27年2月1日 至 平成27年7月31日)
現金及び預金	1,651,060千円
有価証券	12,264 "
現金及び現金同等物	1,663,324千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 平成27年2月1日 至 平成27年7月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年4月28日 定時株主総会	普通株式	17,051	3,400	平成27年1月31日	平成27年4月30日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ソフトウェア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自 平成27年2月1日 至 平成27年7月31日)
1株当たり四半期純利益金額	165円09銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	165,585
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	165,585
普通株式の期中平均株式数(株)	1,003,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、平成27年9月8日付けで普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割)

当社は、平成27年8月17日開催の取締役会決議に基づき、平成27年9月8日付をもって株式分割を実施いたしました。

1. 株式分割の目的

当社株式上場後の流動性を高めることにより、投資家の皆様にとってより投資しやすい環境を整えることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成27年9月7日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式1株につき200株の割合で分割いたしました。

(2) 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	5,205株
今回の分割により増加した株式数	1,035,795株
株式分割後の発行済株式総数	1,041,000株
株式分割後の発行可能株式総数	3,200,000株

(3) 分割の効力発生日

平成27年9月8日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は、平成27年9月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。その内容につきましては「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (7) ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

⑤ 【附属明細表】（平成27年1月31日現在）

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)
投資 有価証券	その他 有価証券	株式会社ウェブインパクト	170 3,836
計		170	3,836

【債券】

銘柄		券面総額(千円)	貸借対照表計上額(千円)
投資 有価証券	その他 有価証券	第564回東京電力(株)社債	100,000 92,588
		第532回東京電力(株)社債	100,000 100,958
		第1回ソフトバンク(株)社債	110,000 110,195
		Apple Inc. 社債(L0824)	US\$ 1,000千 126,836
		Apple Inc. 社債(L0606)	US\$ 1,000千 118,847
		Amazon.com Inc. 社債(L0643)	US\$ 1,000千 116,271
計		310,000 US\$ 3,000千	665,696

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等	貸借対照表計上額(千円)
有価証券	その他 有価証券	(投資信託受益証券) 外貨MMF (US\$)	6,397,638 7,565
計		6,397,638	7,565

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	37,448	—	—	37,448	26,653	1,220	10,794
車両運搬具	11,497	—	—	11,497	11,034	331	463
工具、器具及び備品	211,340	1,043	2,773	209,610	200,831	11,360	8,778
有形固定資産計	260,285	1,043	2,773	258,555	238,519	12,911	20,036
無形固定資産							
商標権	1,286	—	—	1,286	1,217	124	68
ソフトウェア	9,662	144,007	122,306	31,364	12,289	130,289	19,074
ソフトウェア仮勘定	111,577	39,855	144,007	7,425	—	—	7,425
その他	677	—	—	677	—	—	677
無形固定資産計	123,203	183,863	266,313	40,753	13,507	130,413	27,246
長期前払費用	9,201	1,500	4,160	6,540	300	300	6,240

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	ソフトウェア仮勘定からの振替額	144,007千円
ソフトウェア仮勘定	市場販売目的ソフトウェアの制作費	39,855千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	償却完了による除却	122,306千円
ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアへの振替額	144,007千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金(流動)	194	280	10	183	280
貸倒引当金(固定)	102	451	67	—	485
賞与引当金	12,877	13,047	12,877	—	13,047

(注) 1. 貸倒引当金(流動)の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】 (平成27年1月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	357
預金	
普通預金	1,291,077
定期預金	300,000
計	1,591,077
合計	1,591,434

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ダイワボウ情報システム(株)	25,944
ソフトバンクコマース&サービス(株)	14,669
(株)リコー	10,062
リスモン・ビジネス・ポータル(株)	8,053
(株)エスアールエル	5,891
その他	51,216
合計	115,836

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
122,381	1,852,775	1,859,320	115,836	94.1	23.5

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 仕掛品

品名	金額(千円)
製品カスタマイズ仕掛品	4,274
合計	4,274

④ 貯蔵品

区分	金額(千円)
カタログ等販促品	4,099
ライセンス証書等	598
合計	4,697

⑤ 買掛金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ダイワボウ情報システム(株)	1,563
(株)NET-ING	1,267
(株)IDCフロンティア	933
パラレルス(株)	849
ビッグロープ(株)	708
その他	4,002
合計	9,322

⑥ 前受収益

区分	金額(千円)
サービス契約前受分	296,861
合計	296,861

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	1月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日、毎年7月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 電子公告掲載URL http://www.neo.co.jp
株主に対する特典	なし

（注）1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）取得請求権付株式の取得を請求する権利
- （3）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

- 1 【提出会社の親会社等の情報】
当社には、親会社等はありません。
- 2 【その他の参考情報】
該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年9月30日	三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役 安藤 啓	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	齋藤晶議 (戸籍名: 齋藤章浩)	神奈川県横浜市青葉区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	25 (注) 5	7,500,000 (300,000) (注) 5	株主からの譲渡要請による
平成25年9月30日	三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役 安藤 啓	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社プロシードゥス 代表取締役 齋藤章浩	神奈川県横浜市青葉区あざみ野三丁目17番3号	特別利害関係者等(大株主上位10名、役員等により議決権の過半数を所有されている会社)	25 (注) 5	7,500,000 (300,000) (注) 5	株主からの譲渡要請による

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成25年2月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとしてとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
純資産方式により算出した価格を参考に、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 平成27年8月17日開催の取締役会決議により、平成27年9月8日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」および「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①
発行年月日	平成27年9月29日
種類	新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 16,000株
発行価格	1株につき1,955円 (注)3
資本組入額	978円
発行価額の総額	31,280,000円
資本組入額の総額	15,648,000円
発行方法	平成27年9月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成27年1月31日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①
行使時の払込金額	1株につき1,955円
行使期間	平成29年10月1日から 平成37年8月31日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するとは、当社取締役会の承認を要するものとする。

2 【取得者の概況】

(新株予約権①)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
大神田 守	東京都八王子市	会社役員	2,000	3,910,000 (1,955)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
小沼 尚夫 (戸籍名：小沼 久夫)	神奈川県横浜市戸塚区	会社役員	1,000	1,955,000 (1,955)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
松尾 勤	神奈川県川崎市麻生区	会社役員	400	782,000 (1,955)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
岩崎 俊男	東京都港区	会社役員	100	195,500 (1,955)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
尾崎 博史	神奈川県横浜市港南区	会社役員	100	195,500 (1,955)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
藤井 正夫	神奈川県川崎市麻生区	会社役員	100	195,500 (1,955)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

(注) 上記のほか、新株予約権の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は78名であり、その株式の総数は12,300株であります。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
齋藤 晶議 (注) 1, 5 (戸籍名: 齋藤 章浩)	神奈川県横浜市青葉区	534,000 (24,000)	46.78 (2.10)
大坪 慶穰 (注) 2, 5 (戸籍名: 大坪 克也)	神奈川県横浜市青葉区	258,000 (18,000)	22.60 (1.58)
松倉 二美 (注) 5, 7	神奈川県横浜市神奈川区	94,100 (4,100)	8.24 (0.36)
㈱プロシードゥス (注) 5, 6	神奈川県横浜市青葉区あざみ野南三丁目17番3号	75,000 (-)	6.57 (-)
㈱ネオジャパン (注) 8	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号 横浜ランドマークタワー10階	38,000 (-)	3.33 (-)
㈱ビットアイル (注) 5	東京都品川区東品川二丁目2番28号Tビル	22,000 (-)	1.93 (-)
小沼 尚夫 (注) 3, 5 (戸籍名: 小沼 久夫)	神奈川県横浜市戸塚区	18,000 (8,000)	1.58 (0.70)
大神田 守 (注) 3, 5	東京都八王子市	18,000 (8,000)	1.58 (0.70)
後藤 健 (注) 5, 7	神奈川県横浜市都筑区	17,800 (3,800)	1.56 (0.33)
ネオジャパン従業員持株会 (注) 5	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号 横浜ランドマークタワー10階	15,000 (-)	1.31 (-)
高稲 伸一 (注) 5, 7	神奈川県横浜市都筑区	13,000 (3,000)	1.14 (0.26)
㈱第一総合会計	東京都港区南青山六丁目2番9号南青山NYKビル5階	6,000 (-)	0.53 (-)
廣瀬 清明 (注) 7	神奈川県横浜市青葉区	4,400 (3,400)	0.39 (0.30)
常盤 誠 (注) 7	神奈川県横浜市神奈川区	2,400 (2,400)	0.21 (0.21)
黒木 朗 (注) 7	神奈川県横浜市港北区	1,800 (1,800)	0.16 (0.16)
中谷 竜二 (注) 7	神奈川県横浜市都筑区	1,400 (1,400)	0.12 (0.12)
大井 智幸 (注) 7	神奈川県川崎市麻生区	1,300 (1,300)	0.11 (0.11)
山口 盛博 (注) 7	神奈川県横浜市都筑区	1,300 (1,300)	0.11 (0.11)
柴 真一郎 (注) 7	神奈川県横浜市港北区	1,100 (1,100)	0.10 (0.10)
坂倉 潤一 (注) 7	神奈川県横浜市中区	1,100 (1,100)	0.10 (0.10)
榊 勇雄 (注) 7	神奈川県横浜市中区	1,000 (1,000)	0.09 (0.09)
矢野 裕二 (注) 7	神奈川県横浜市港北区	900 (900)	0.08 (0.08)
早馬 一郎 (注) 7	東京都世田谷区	900 (900)	0.08 (0.08)
岡野 征彦 (注) 7	神奈川県横浜市港北区	700 (700)	0.06 (0.06)
柴 奈保人 (注) 7	東京都江東区	700 (700)	0.06 (0.06)
渋谷 和幸 (注) 7	神奈川県大和市	700 (700)	0.06 (0.06)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
鈴木 博美 (注) 7	神奈川県横浜市都筑区	700 (700)	0.06 (0.06)
竹迫 裕真 (注) 7	神奈川県横浜市青葉区	700 (700)	0.06 (0.06)
松本 成仁 (注) 7	東京都青梅市	700 (700)	0.06 (0.06)
宮崎 良大 (注) 7	千葉県船橋市	700 (700)	0.06 (0.06)
篠崎 健一 (注) 7	神奈川県横浜市港北区	500 (500)	0.04 (0.04)
松尾 浩吉 (注) 7	神奈川県横浜市都筑区	500 (500)	0.04 (0.04)
松尾 勤 (注) 4	神奈川県川崎市麻生区	400 (400)	0.04 (0.04)
青木 裕一 (注) 7	神奈川県横浜市中区	300 (300)	0.03 (0.03)
阿字野 光昭 (注) 7	東京都目黒区	300 (300)	0.03 (0.03)
唐津 圭 (注) 7	神奈川県相模原市中央区	300 (300)	0.03 (0.03)
小西 貴宏 (注) 7	神奈川県横浜市都筑区	300 (300)	0.03 (0.03)
小牧 由一 (注) 7	神奈川県横浜市瀬谷区	300 (300)	0.03 (0.03)
渋谷 昌子 (注) 7	神奈川県大和市	300 (300)	0.03 (0.03)
菅谷 孝 (注) 7	神奈川県横浜市泉区	300 (300)	0.03 (0.03)
杉本 敏樹 (注) 7	神奈川県横浜市青葉区	300 (300)	0.03 (0.03)
高橋 佳彦 (注) 7	神奈川県藤沢市	300 (300)	0.03 (0.03)
竹田 繁幸 (注) 7	東京都港区	300 (300)	0.03 (0.03)
竹永 翼 (注) 7	東京都江戸川区	300 (300)	0.03 (0.03)
田中 利直 (注) 7	神奈川県藤沢市	300 (300)	0.03 (0.03)
根路銘 美香 (注) 7	神奈川県横浜市港北区	300 (300)	0.03 (0.03)
橋本 宣倫 (注) 7	東京都江東区	300 (300)	0.03 (0.03)
弓納持 達也 (注) 7	神奈川県藤沢市	300 (300)	0.03 (0.03)
その他 (43名)	—	4,300 (4,300)	0.38 (0.38)
計	—	1,141,600 (100,600)	100.00 (8.81)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)
2. 特別利害関係者等 (当社専務取締役)
3. 特別利害関係者等 (当社取締役)
4. 特別利害関係者等 (当社監査役)
5. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
6. 特別利害関係者等 (役員等が議決権の過半数を所有する会社)
7. 当社従業員
8. 自己株式
9. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
10. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成27年10月15日

株式会社ネオジャパン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 哲 也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 貝 塚 真 聡 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネオジャパンの平成25年2月1日から平成26年1月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネオジャパンの平成26年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年10月15日

株式会社ネオジャパン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 哲 也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 貝 塚 真 聡 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネオジャパンの平成26年2月1日から平成27年1月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネオジャパンの平成27年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年10月15日

株式会社ネオジャパン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 哲 也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 貝 塚 真 聡 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネオジャパンの平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第24期事業年度の第2四半期会計期間(平成27年5月1日から平成27年7月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成27年2月1日から平成27年7月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネオジャパンの平成27年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

NEOJAPAN